

「原子力災害対策充実に向けた考え方」 に係る事業者の取り組みについて

平成28年10月
東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

はじめに

平成28年3月11日、原子力関係閣僚会議において決定した「原子力災害対策充実に向けた考え方」を踏まえて、平成28年3月17日、経済産業大臣から、

- 原子力事故収束活動にあたる「緊急時対応チーム」の更なる充実
- 原子力緊急事態支援組織「レスキュー部隊」の更なる充実
- 被災者支援活動にあたる「被災者支援活動チーム」の整備
- 被災者支援活動に関する取組をまとめた「原子力災害対策プラン」の策定

についての取り組み状況を速やかに報告することが要請され、本年4月15日に報告書を経済産業大臣に提出しました。

本書は、その後の進捗を反映し、現在の取り組み状況として取り纏めたものです。

第1章「事故収束活動プラン」では、事故収束活動の体制、各原子力発電所の現状と安全対策などを示しています。

第2章「原子力災害対策プラン」では、原子力災害が発生した場合の事業者としての役割、支援体制、さらに、福島原子力事故の責任を踏まえた賠償、除染、復興推進活動などの状況を示しています。

当社は、原子力災害対策への取り組みは終わりのないものと認識するとともに、関係する自治体、他の原子力事業者などとの連携を深め、事故収束活動、避難者支援活動などへの取り組みを継続してまいります。

■平成28年4月15日報告からの主な追加・変更内容

- 福島第一における運転員の見直し (P10)
- 後方支援拠点のJヴィレッジおよびその周辺施設の移転年月更新 (P12)
- 原子力災害対策柏崎刈羽地域連絡会議の開催実績の更新 (P15)
- 福島第一における廃炉の進捗 (P16,18,19,20)
- 福島第二における国による復旧内容の妥当性確認完了 (P22)
- 緊急時対策要員の訓練実績の更新 (P34)
- 原子力人財育成センターの設置 (P37)
- 原子力緊急事態支援組織の整備の進捗 (全電力共通) (P40,41,42)
- 柏崎刈羽地域原子力防災協議会などの開催実績の更新 (P49,55)
- 輸送手段 (マイクロバス、福祉車両) などの新規配備 (P50)
- 福島復興推進活動、除染推進活動、原子力損害賠償の実績の更新 (P51,62,64)
- 災害対策支援拠点の追加設置についての検討の進捗 (P56)
- 東北電力との相互協力に関する基本合意の締結 (P59)

- その他、表現の見直し

目次

はじめに	1
主な追加・変更内容一覧	2
目次	3
第1章 事故収束活動プラン	
1 事故収束活動の体制について	5~15
2 福島第一原子力発電所の現状と安全対策	16~21
3 福島第二原子力発電所の現状と安全対策	22~27
4 柏崎刈羽原子力発電所の現状と安全対策	28~33
5 事故収束活動に係る緊急時対策要員の力量	34~36
6 原子力人材育成センターの設置について	37
7 事故収束活動に使用する資機材について	38~39
8 原子力緊急事態支援組織の整備	40~42
第2章 原子力災害対策プラン	
1 当社から国・自治体への情報連絡	44~45
2 重点区域内の住民の皆さまの避難について	46~48
3 住民の皆さまの避難に対する原子力事業者の役割	49~52
4 各種支援・協力項目の実施体制整備	53~56
5 原子力事業者間の支援体制	57~59
6 住民の皆さまへの損害賠償などの対応	60
7 福島への責任	61~64
まとめ	65

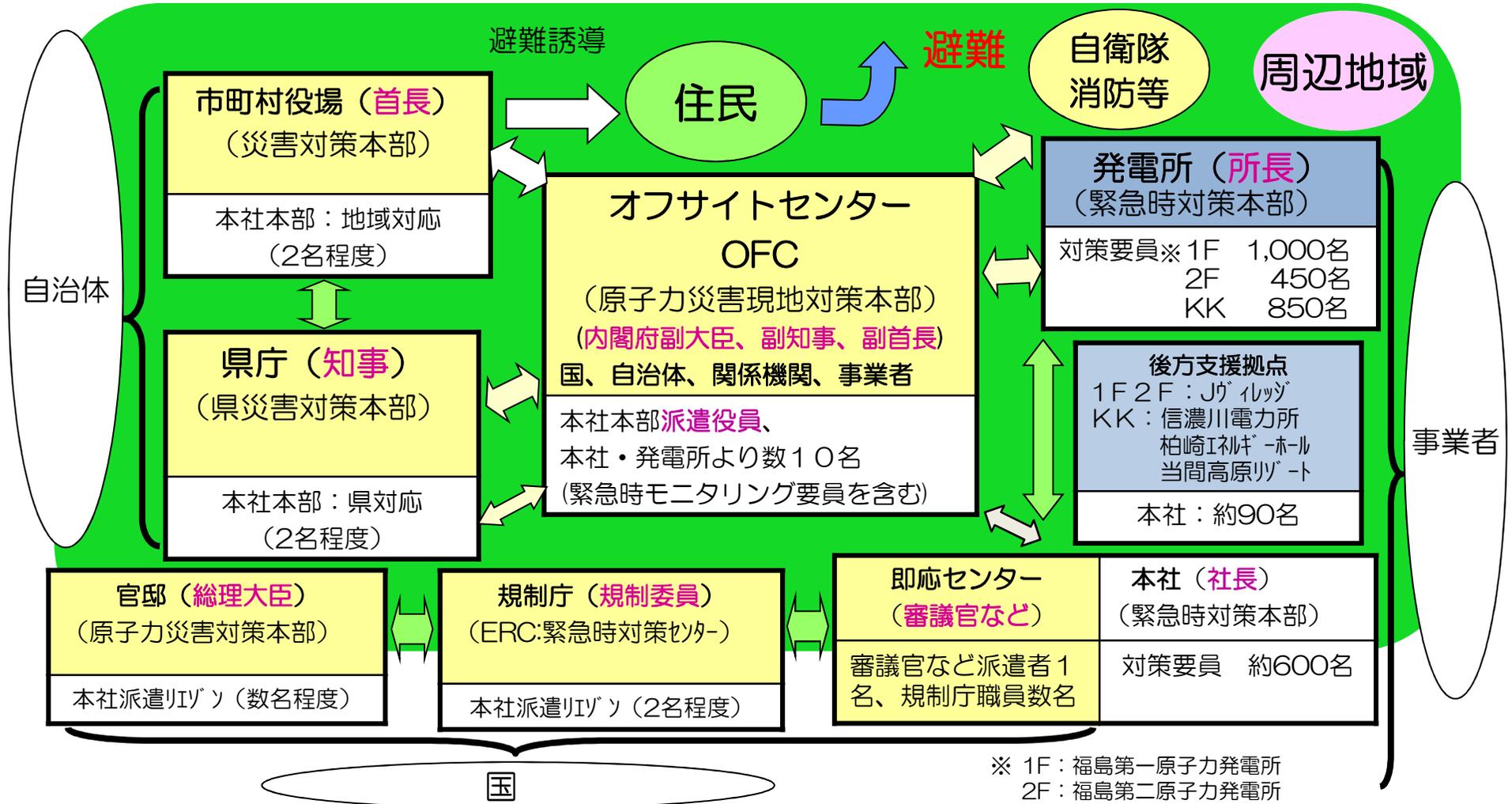
第1章

事故収束活動プラン

1. 事故収束活動の体制について

【原子力防災の体制と役割】

緊急事態が発生した場合、現地にはオフサイトセンター（OFC）が立ち上がり、国、自治体、事業者等関係機関が参集し、一体となって対応に当たります。



※ 1F：福島第一原子力発電所
 2F：福島第二原子力発電所
 KK：柏崎刈羽原子力発電所



1. 事故収束活動の体制について

【ICSの考え方の導入】

福島原子力事故の根本原因：

- 複数号機の同時過酷事故を想定した事故対応の備えが不十分だった。
- プラント状態の把握や推定、対策の迅速な立案能力が不足した。
- 情報共有の仕組みと訓練が不十分で、円滑な情報共有が図れなかった。
- 外部からの問合せや指示を調整できず、発電所の指揮命令系統を混乱させた。

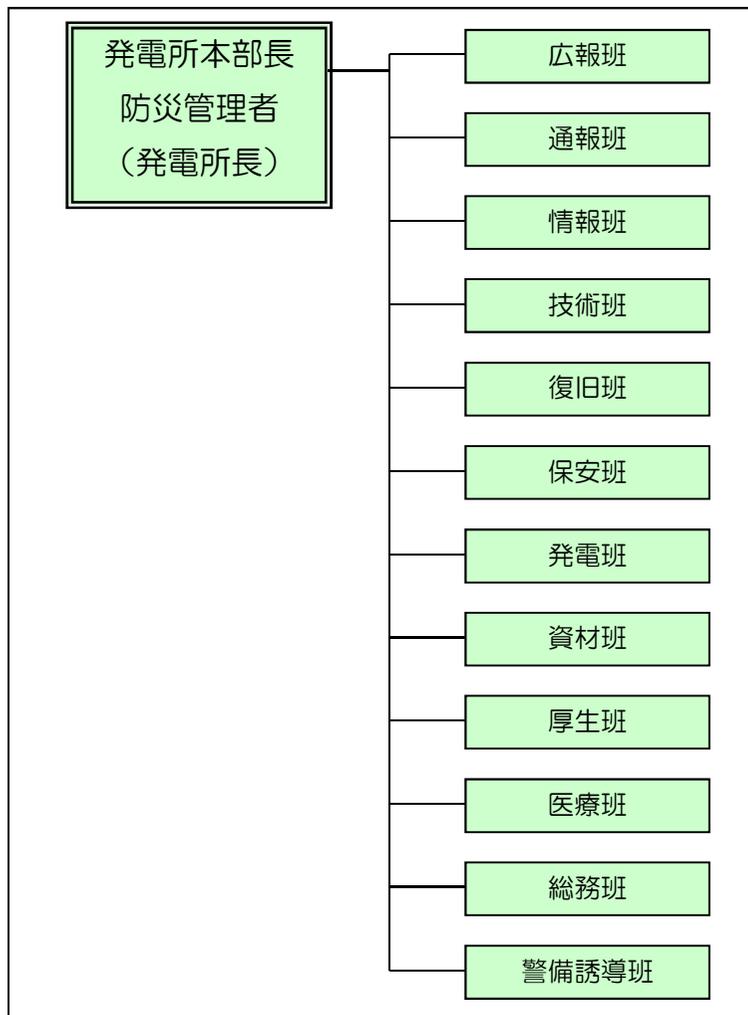
原子力防災組織にICS (Incident Command System) の導入

ICS：米国（消防、警察、軍など）の災害現場・事件現場などにおける標準化された現場指揮に関するマネジメントシステム

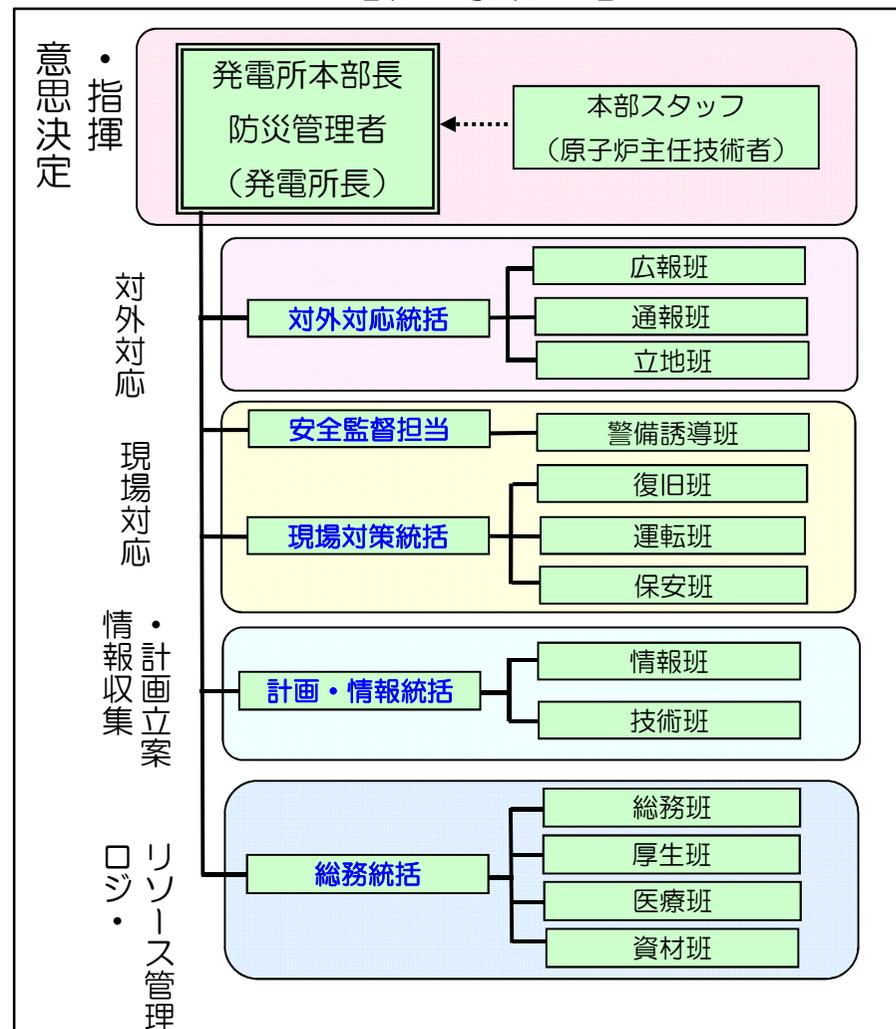
ICSの主な特徴	当社発電所緊急時組織への取り込み方
監督限界の設定（3～7人程度まで）	指示命令が混乱しないよう、現場指揮官を頂点に、直属の部下は最大7名以下に収まる構造を大原則とする。
災害規模に応じて縮小・拡張可能な組織構造	基本的な機能として、①意思決定・指揮、②対外対応、③情報収集と計画立案、④現場対応、⑤支援調整、⑥ロジスティック、リソース管理があり、指示命令が円滑に行えるよう、プラント状況の様相・規模に応じて縮小・拡張可能な組織とする。
直属の上司の命令のみに従う指揮命令系統の明確化	指示命令が混乱しないよう、上下関係をはっきりとさせ、飛び越えた指示・報告を行わないように、指揮命令系統上にいない人物からの指示で動くことがないようにする。
決定権を現場指揮官に与える役割分担	最終的な対応責任は現場指揮官に与え、たとえ上位職位・上位職者であっても周辺はサポートに徹する役割とする。
全組織レベルでの情報共有ツールの活用	縦割りの指示命令系統による情報伝達に齟齬がでないよう、全組織で同一の情報を共有するための情報伝達・収集様式（テンプレート）の統一や情報共有のツールを活用する。

1. 事故収束活動の体制について 【原子力発電所の体制見直し】

【震災前の組織】



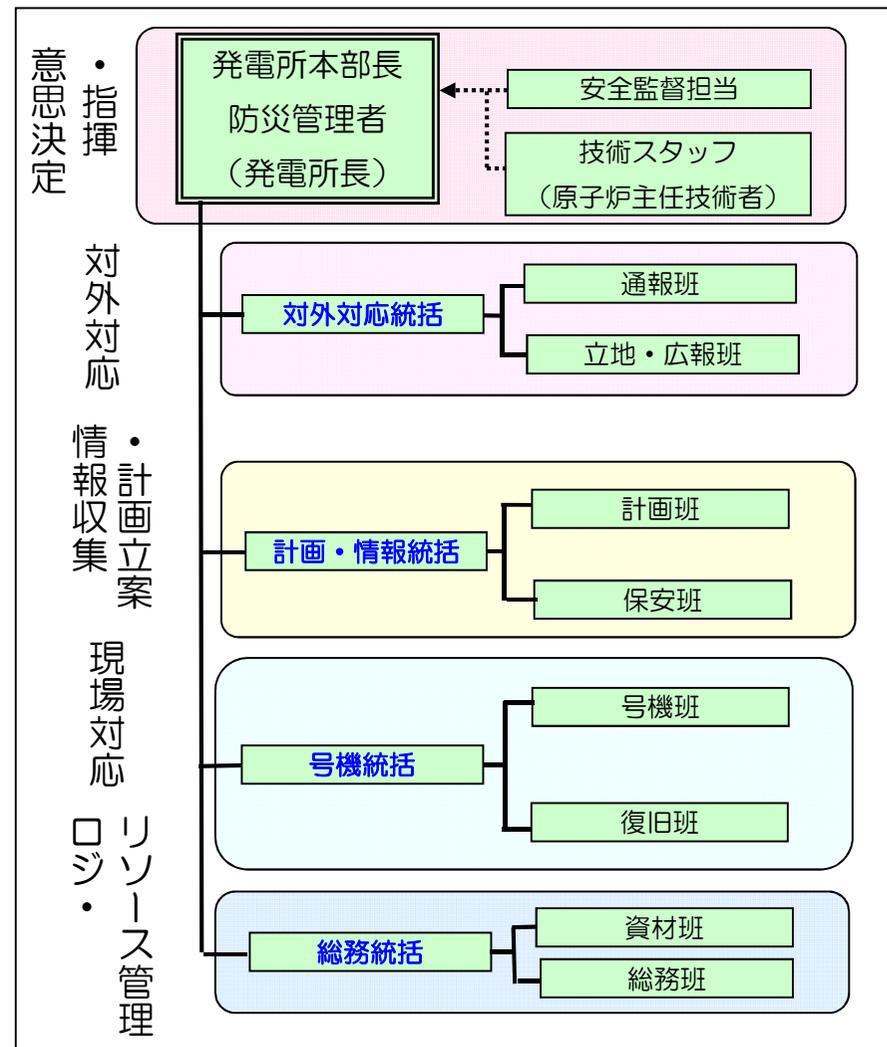
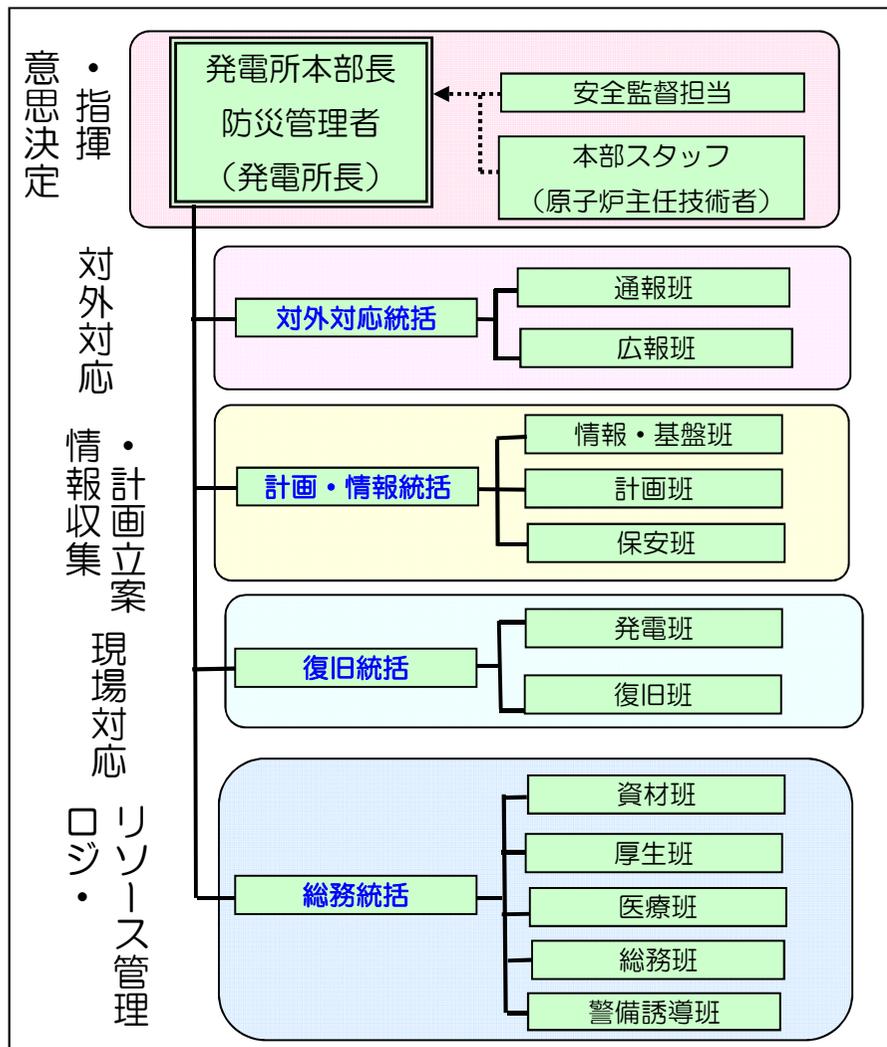
【福島第一】



1. 事故収束活動の体制について 【原子力発電所の体制見直し】

【福島第二】

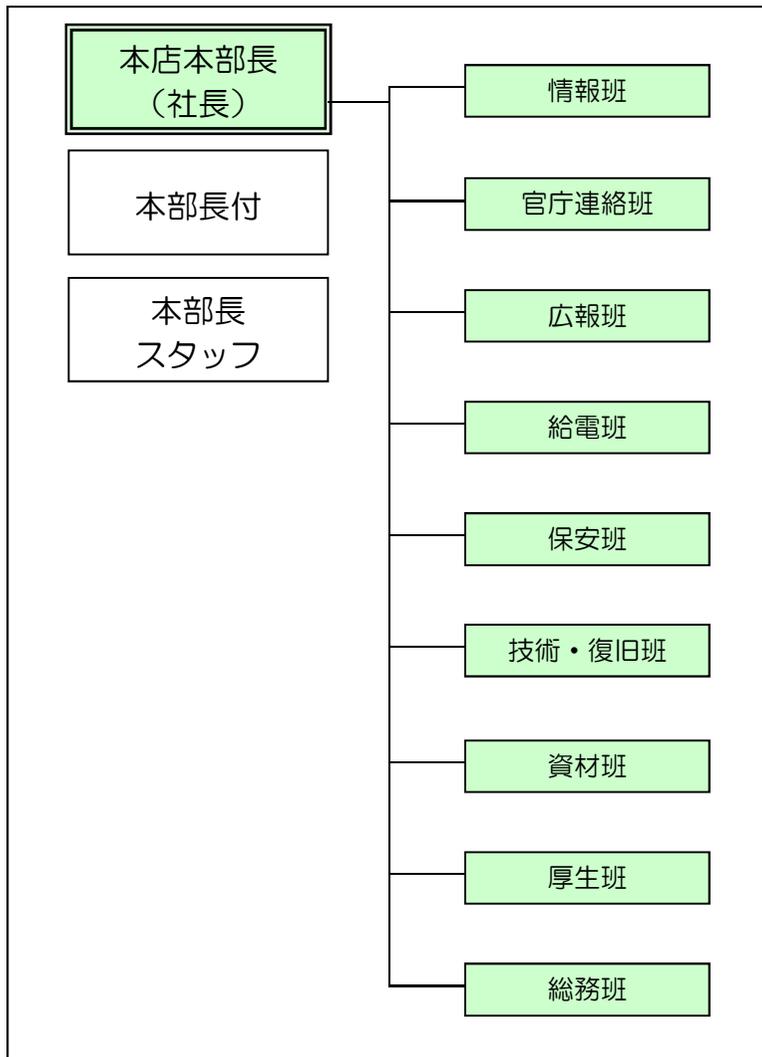
【柏崎刈羽】



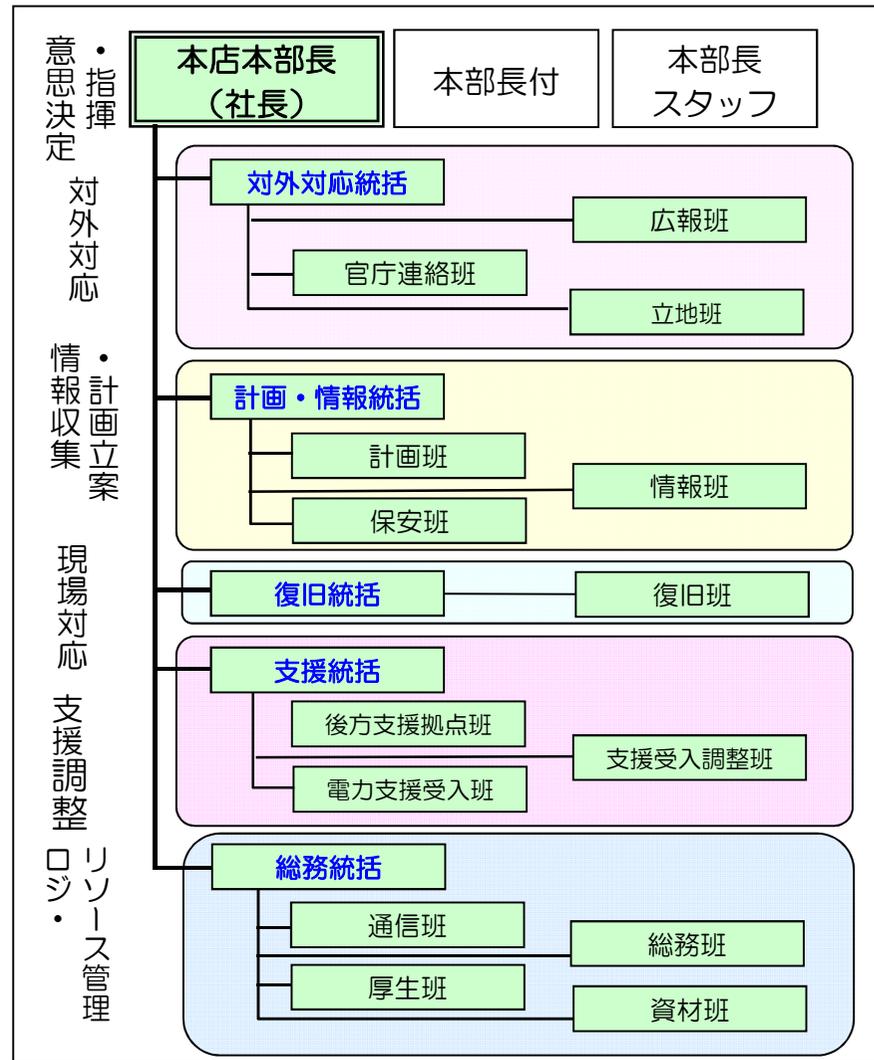
1. 事故収束活動の体制について

【本社の体制見直し】

【震災前の本社組織】



【震災後の本社組織】

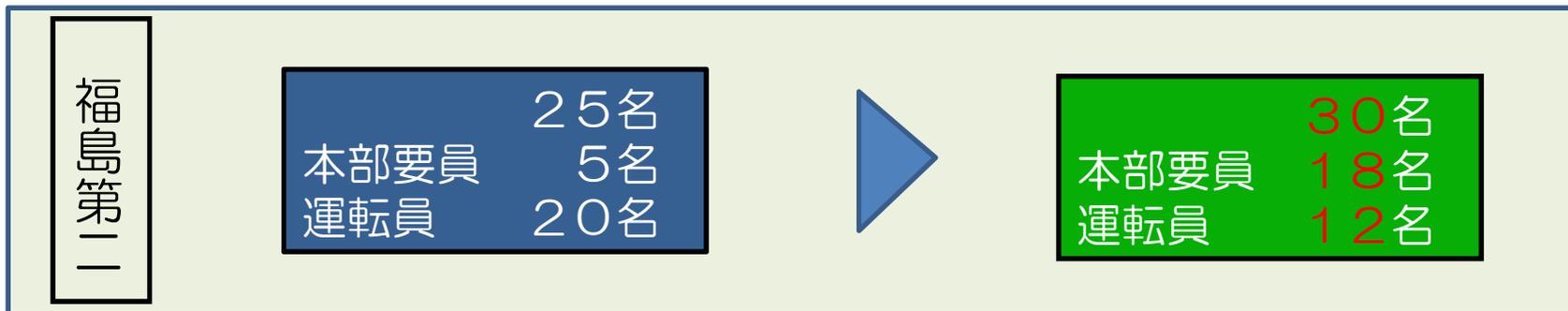
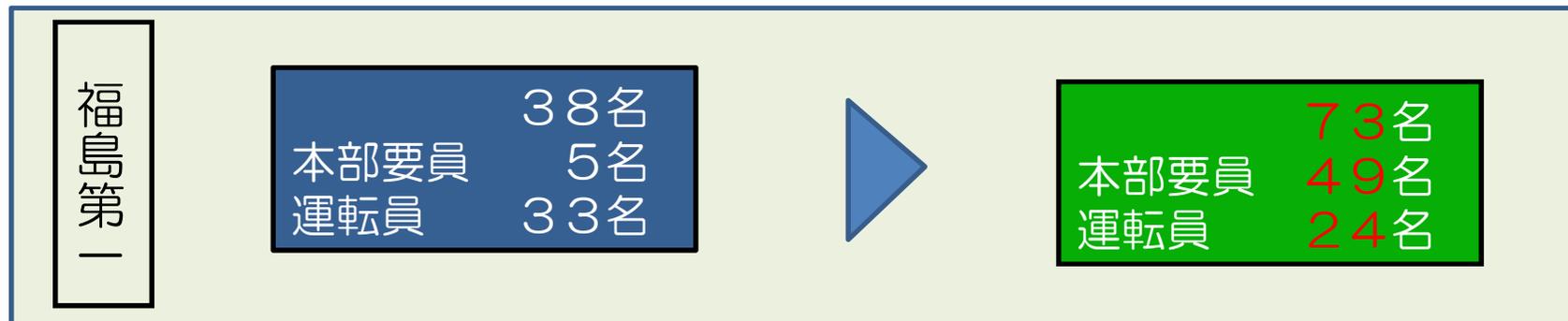


※原子力災害以外は、別に本部体制を構築

1. 事故収束活動の体制について

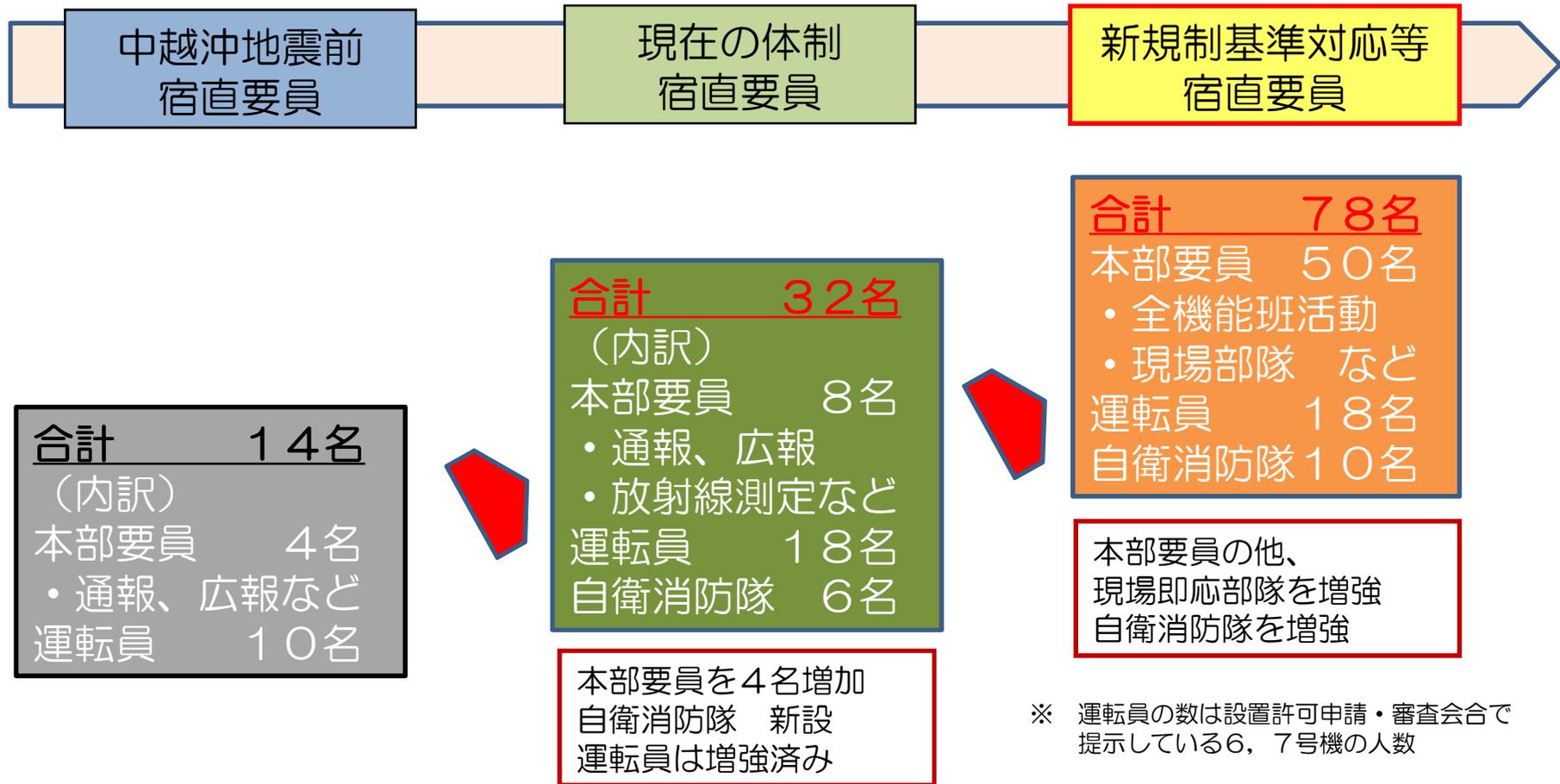
【福島第一・福島第二の初動（夜間・休祭日体制）】

■福島第一・福島第二原子力発電所は、福島第一原子力事故以降、緊急時体制が継続されているため、24時間緊急時体制となっています。



1. 事故収束活動の体制について 【柏崎刈羽の初動（夜間・休祭日）】

■ 平日の夜間、休日の昼間・夜間においても、万が一の事故に備え万全を図るため、初動対応要員として24時間、365日発電所構内に待機しています。



1. 事故収束活動の体制について

【後方支援拠点の設定】

- 福島事故に対し、Jヴィレッジが果たしてきた機能（資機材供給や作業員の中継基地）を担う「後方支援拠点」をあらかじめ選定し、緊急時の活用にあわせています。
- 自衛隊、消防、警察などの国の機関との連絡、調整にも活用しています。

発電所	後方支援拠点	備考
福島第一原子力発電所	Jヴィレッジおよびその周辺施設	平成28年12月末までに機能移転予定
福島第二原子力発電所		
柏崎刈羽原子力発電所	柏崎エネルギーホール	
	信濃川電力所	
	当間高原リゾート	休憩・仮泊、資材置き場機能のみ



柏崎エネルギーホール

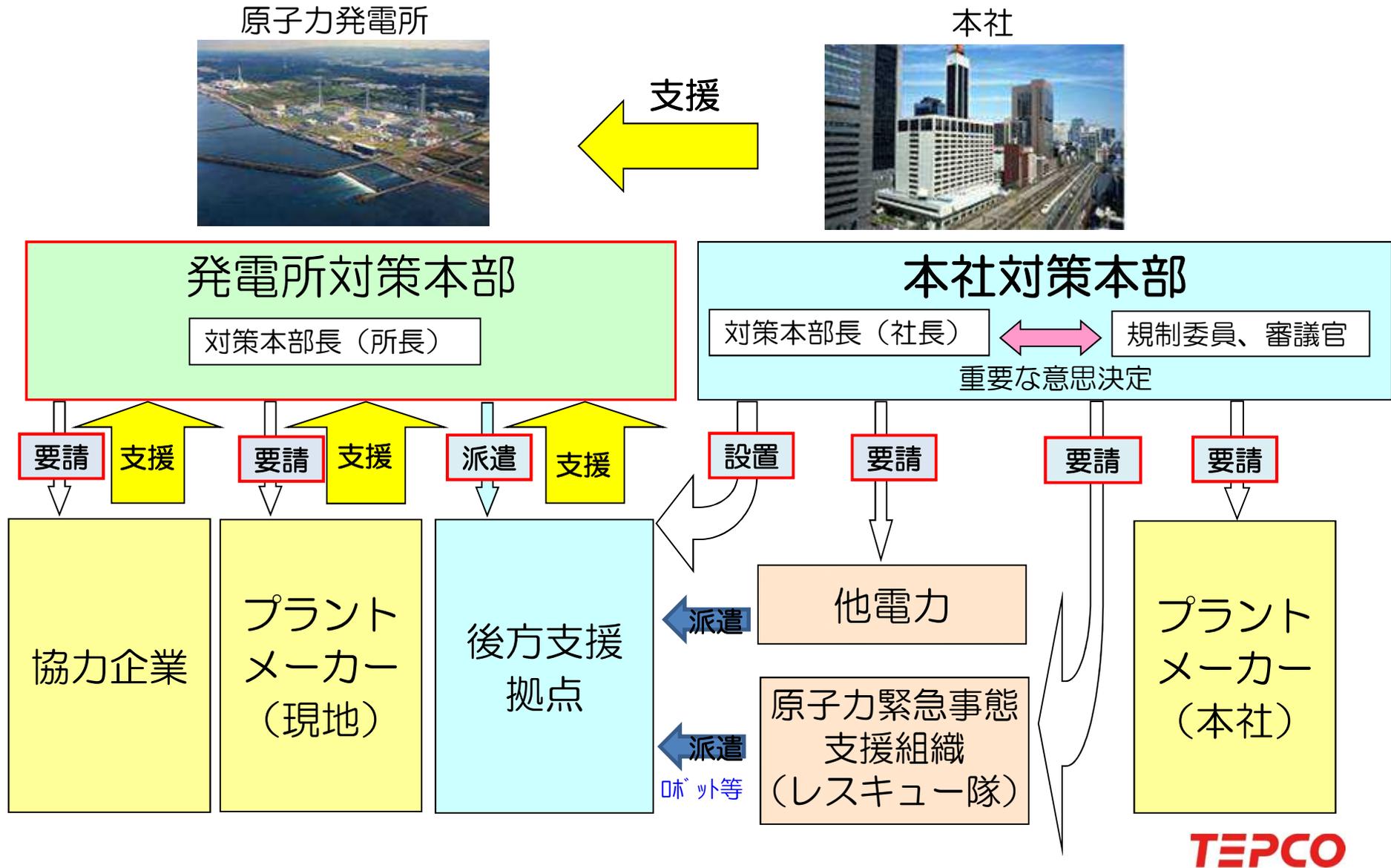


信濃川電力所

※ この背景地図等のデータは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである。

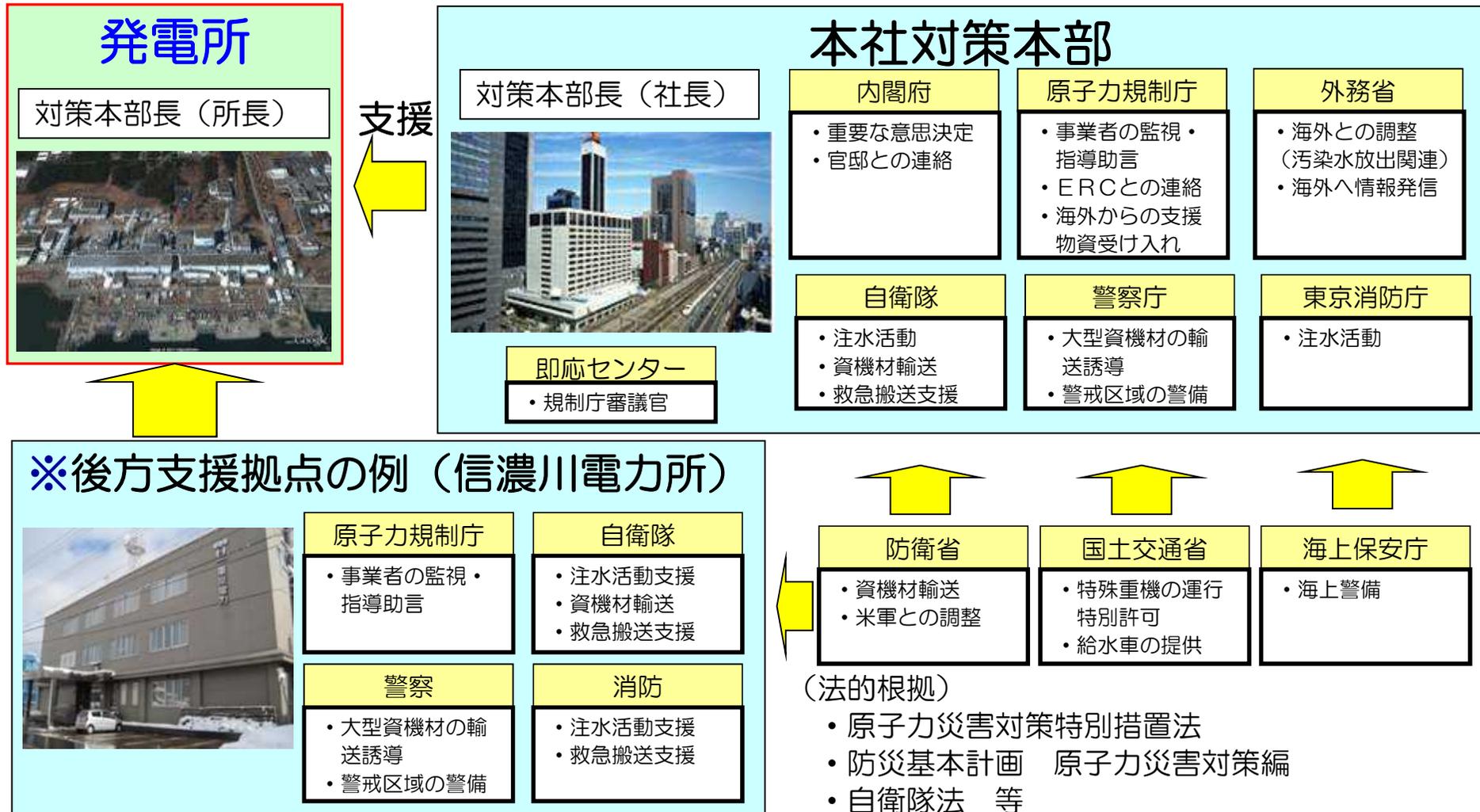
1. 事故収束活動の体制について

【当社以外の組織からの支援】



1. 事故収束活動の体制について

【行政機関との連携】



※1F/2Fの場合：Jヴィレッジ KKの場合：信濃川電力所、柏崎エネルギーホール、当間高原リゾート（休憩・仮泊施設）

1. 事故収束活動の体制について

【現場実働の行政機関との連携強化、継続的な関係の構築】

■ 福島事故を受け、行政機関による原子力災害対策連絡会議が発足

(目的) 国の防災基本計画の規程に基づき、関係省庁及び原子力事業者が、平時から情報を共有し、原子力事業所における応急対策及び支援について連携を図る。

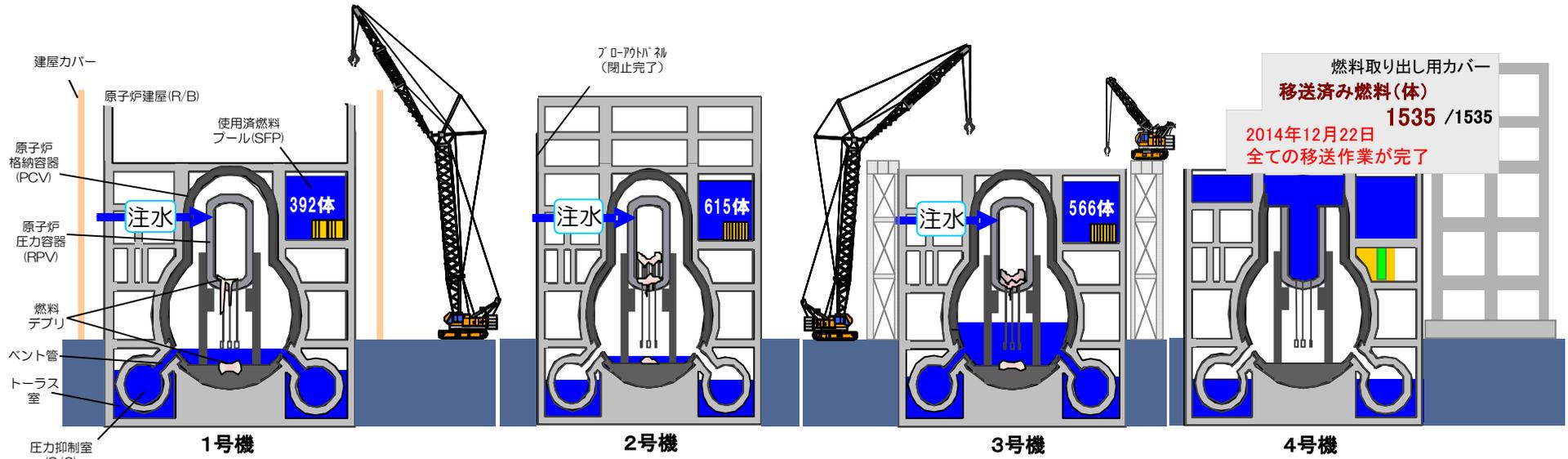


事業者で対応出来ない事項に関するオンサイトの支援検討、地域ごとの課題解決、訓練による検証を行う。

	主なメンバー	開催実績
原子力災害対策 中央連絡会議	原子力規制庁、 内閣府（原子力防災担当）、 防衛省、厚労省 等	2回 ・平成26年4月・平成28年1月
原子力災害対策 柏崎刈羽地域連絡会議 (福島地域は未開催)	原子力規制庁防災専門官(併任)、 地元消防、周辺消防、 警察、海上保安庁、自治体 陸上自衛隊、海上自衛隊、 航空自衛隊 等	11回 ・平成27年1月 ・平成27年3月 ・平成27年5月 ・平成27年7月 ・平成27年9月 ・平成27年10月 ・平成27年11月 ・平成27年12月 ・平成28年2月 ・平成28年3月 ・平成28年7月

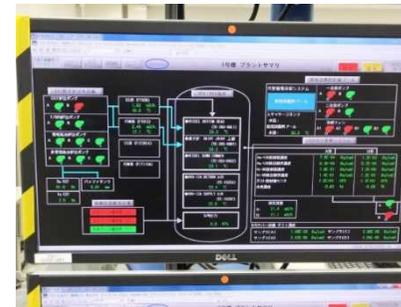
2. 福島第一原子力発電所の現状と安全対策

1～4各号機ともに「冷温停止状態」を継続



2016年9月29日 5:00 時点の値

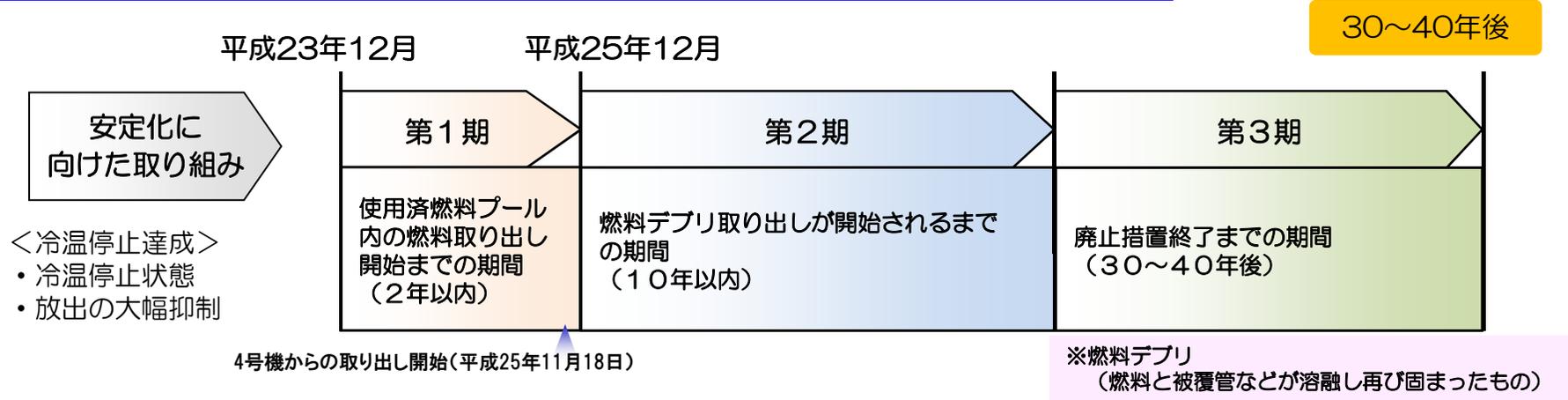
	圧力容器 底部温度	格納容器内 温度	燃料プール 温度	原子炉 注水量
1号機	約27°C	約27°C	約27°C	約4.3m ³ /時
2号機	約32°C	約33°C	約27°C	約4.3m ³ /時
3号機	約30°C	約30°C	約26°C	約4.2m ³ /時
4号機	燃料が無いため 監視不要	燃料が無いため 監視不要	約28°C	—



圧力容器温度や格納容器温度をはじめとした、プラントパラメーターは24時間、常に監視を継続

2. 福島第一原子力発電所の現状と安全対策

ロードマップ上の目標（平成23年12月策定、平成24年6月・平成27年6月改訂）



燃料デブリ取り出し（1～3号機）

- 燃料デブリ取り出しは、燃料デブリを冠水させた状態で取り出す方法が作業被ばく低減の観点から最も確実な方法
- 今後の調査等の結果によっては、原子炉格納容器に水を張らずに燃料デブリを取り出す等の代替工法となる可能性あり

使用済燃料取り出し計画（1～3号機）

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)
1号機	建屋カバー解体等		ガレキ撤去等		カバー設置等		燃料取り出し	
2号機	建屋上部 解体・改造等		ガレキ撤去等		準備工事	プラン① コンテナ設置等	燃料取り出し	
3号機	カバー設置等		燃料取り出し					



2. 福島第一原子力発電所の現状と安全対策

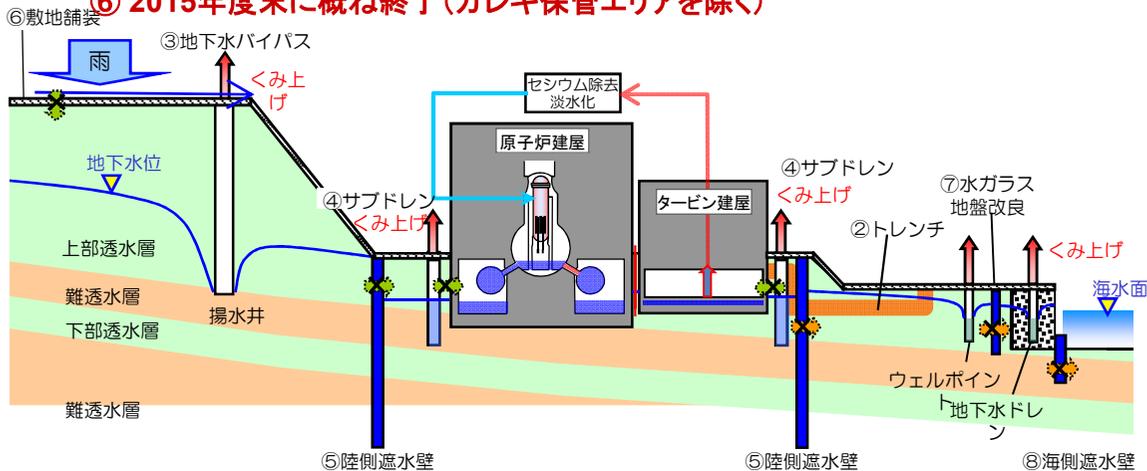
「汚染水対策」の3つの基本方針

方針1. 汚染源を取り除く

- ① 多核種除去設備(ALPS)による汚染水浄化
- ② トレンチ*内の汚染水除去 ※配管などが入った地下トンネル
- ⇒ ① 2015年5月、タンク内に貯蔵していた高濃度汚染水の浄化完了
- ② 2015年7月、汚染水除去完了

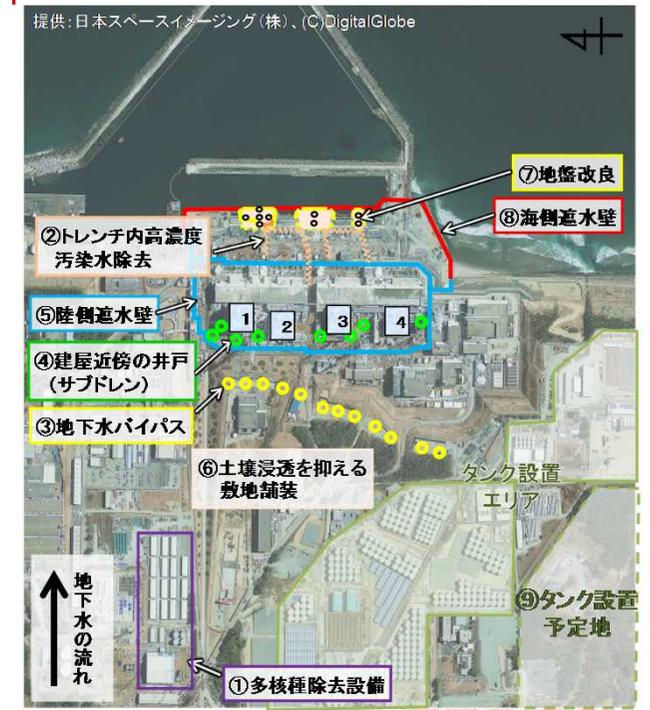
方針2. 汚染源に水を近づけない

- ③ 地下水バイパスによる地下水くみ上げ
- ④ 建屋近傍の井戸での地下水くみ上げ
- ⑤ 凍土方式の陸側遮水壁の設置
- ⑥ 雨水の土壌浸透を抑える敷地舗装
- ⇒ ③ くみ上げ／排水中(合計約21.9万トン[9月28日時点])
- ④ くみ上げ／排水中(合計約19.6万トン[9月27日時点])
- ⑤ 2016年3月、凍結開始
- ⑥ 2015年度末に概ね終了(ガレキ保管エリアを除く)



方針3. 汚染水を漏らさない

- ⑦ 水ガラスによる地盤改良
- ⑧ 海側遮水壁の設置
- ⑨ タンクの増設(溶接型へのリプレース等)
- ⇒ ⑦ 2014年3月、水ガラスによる地盤改良完了
- ⑧ 2015年10月、閉合完了
- ⑨ フランジ型タンク→溶接型タンクのリプレース、および地下水の原子炉建屋への流入等を踏まえた溶接型タンク増設を計画・実施中



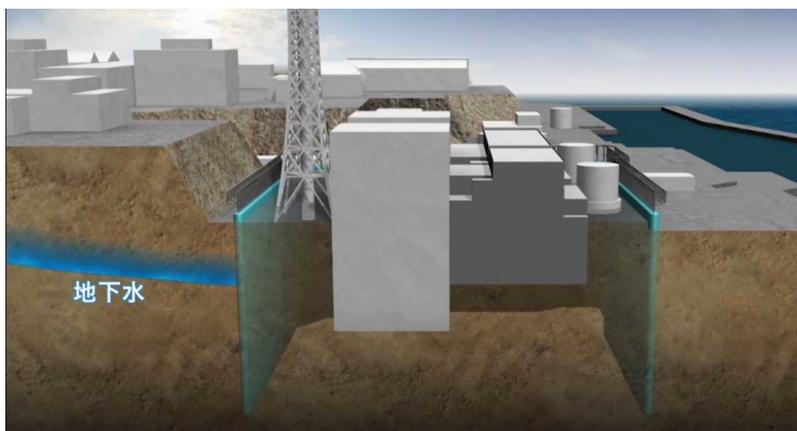
2. 福島第一原子力発電所の現状と安全対策

トピックス

建屋への地下水流入を抑制、建屋内滞留水を減少させるため地下水の水位を制御



陸側遮水壁（凍結イメージ図）



地下水流入抑制イメージ

■ 凍結プラント：不凍液（ブライン：-30℃）製造装置

■ システム構成

冷凍機 261 kW × 30台
クーリングタワー × 30台
ブラインポンプ

■ 陸側遮水壁：延長 約 1,500m 凍土量 約7万m³



冷媒の移送管

- 2014年6月 本格施工に着手
- 2016年2月 凍結管設置工事完了
- 2016年3月31日 凍結作業開始

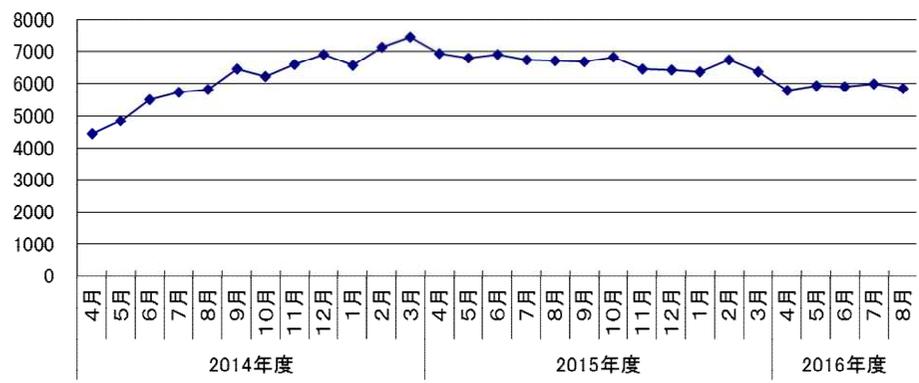
2. 福島第一原子力発電所の現状と安全対策

労働環境の改善

- 作業員の被ばく線量管理を確実に実施するとともに、長期にわたる要員の確保に取り組む。
- また、現場のニーズを把握しながら継続的な労働環境の改善にも取り組んでいく。

作業員数の推移

- 7月の作業人数（協力企業作業員及び東電社員）は 平日1日あたり5,850人
- 8月時点における地元雇用率（協力企業作業員及び東電社員）は約55%



労働環境の整備

- 利便性の向上
約1,200名が利用できる構内大型休憩所を2015年5月31日より運用開始
- 福島給食センター（大熊町）設立（2015年3月31日完成）



- ・1日1,500食を提供
- ・福島県産食材を使用

福島給食センター

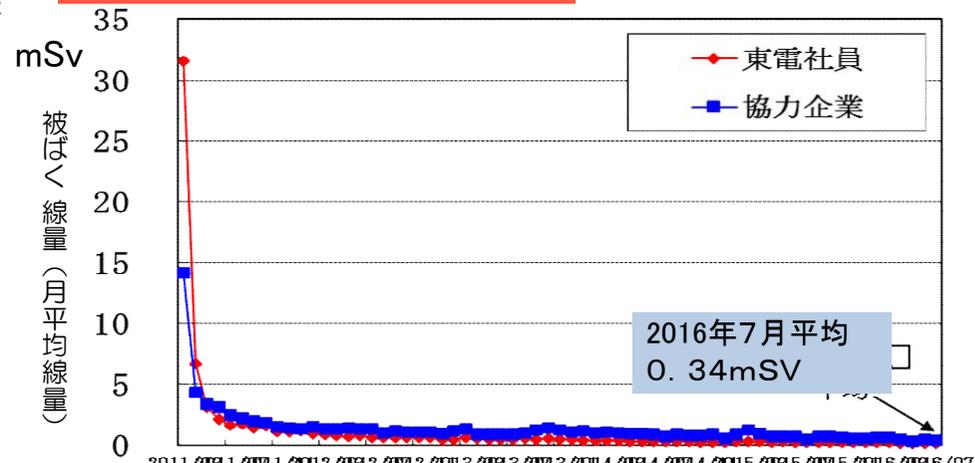


大型休憩所



大型休憩所食堂

作業員の月別個人被ばく線量の推移



長期にわたる安定的な雇用確保

- 40年にわたる廃炉作業を着実に進めるため、地元企業をはじめとする協力企業の方々に長期的に働いていただける環境が重要
- 物理的な環境整備に加え、長期にわたり安定的な雇用が確保できるよう、現在、福島第一の発注の約9割で随意契約を適用
- 長期的な要員確保により、より計画的な要員配置や人材育成も可能となる



2. 福島第一原子力発電所の現状と安全対策

■原子炉への注水を行って、燃料の崩壊熱を除去し、原子炉圧力容器内及び格納容器内に窒素を封入して不活性雰囲気を維持するため、多重な設備構成を構築しています。また、万々に備え、代替注水や臨界防止のための設備を用意しています。

炉心冷却停止時の対策設備

- ・消防車など



冷却機能喪失時における使用済燃料プールへの注水

- ・消防車、コンクリートポンプ車



臨界防止対策設備

- ・ホウ酸水タンク、仮設ホウ酸水プール



その他対策設備

- ・アクセスルートの確保（瓦礫撤去用重機）



全交流電源喪失時における電源確保

- ・電源車、可搬型発電機、蓄電池など



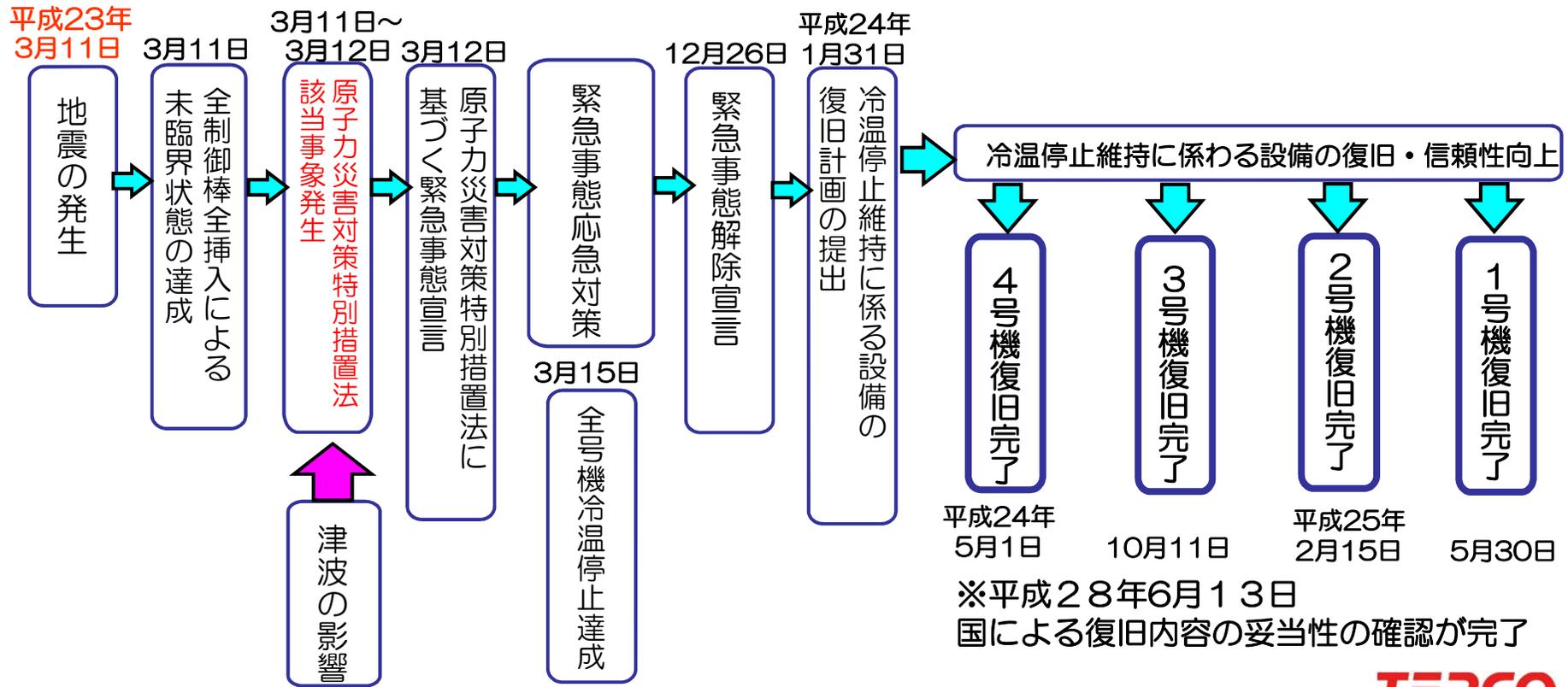
- ・燃料の確保

（タンクローリー、発電所構内給油所）



3. 福島第二原子力発電所の現状と安全対策

■当社では、平成23年12月26日、緊急事態応急対策完了を受け内閣総理大臣からの「緊急事態解除宣言」が発出された以降、平成24年1月31日に原子力災害事後対策に関する計画である「復旧計画」を策定し、これに基づき計画的に復旧を実施してきました。
 4号機は平成24年5月17日、3号機は平成24年10月11日、2号機は平成25年2月15日、1号機は平成25年5月30日に冷温停止の維持に必要な設備の本設復旧が完了しました。



3. 福島第二原子力発電所の現状と安全対策

■ 復旧スケジュール

「冷温停止維持をより一層確実にする」ため、「冷温停止の維持に必要な設備」及び「保安規定遵守に係わる設備」について、4号機は平成24年5月17日、3号機は平成24年10月11日、2号機は平成25年2月15日、1号機は平成25年5月30日に本設備へ復旧が完了しました。



1号機 電源盤(P/C 1G-1)据付作業



1号機 電源盤(P/C 1G-1)据付後



ディーゼル 機関

1号機 非常用ディーゼル発電機(A) 復旧作業



仮設ケーブル

本設ケーブル

残留熱除去機器冷却系(A)電動機

4号機 残留熱除去機器冷却系ポンプ(A) 本設ケーブルへの切替後



残留熱除去機器冷却海水系(B系)電動機

残留熱除去機器冷却海水系(B系)

電動機の据付作業

ポンプ



浸水高→

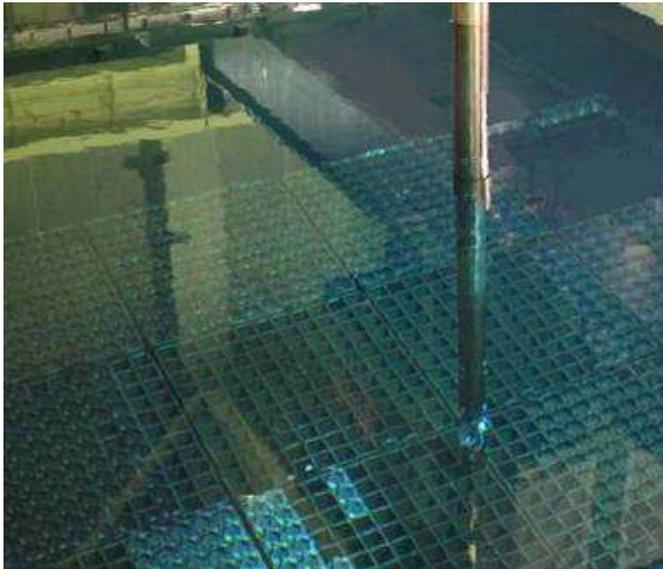
3号機 海水熱交換器建屋 地下1階⇄1階 復旧状況

3. 福島第二原子力発電所の現状と安全対策

■ 燃料の保管

停止期間が長期に及ぶため、設備の維持管理の簡素化の観点から、原子炉内の燃料を使用済燃料プールへ移動しました。

● 燃料の保管状況



	使用済燃料プール				原子炉内	
	(照射燃料+新燃料) / 保管容量 = 割合					
1号機	2334体	200体	2662体	95%	0体	※1
2号機	2402体	80体	2769体	90%	0体	※2
3号機	2360体	184体	2740体	93%	0体	※3
4号機	2436体	80体	2769体	91%	0体	※4

※1：1号機は、平成26年 7月に原子炉内の燃料764体を使用済燃料プールに移動済み

※2：2号機は、平成25年10月に原子炉内の燃料764体を使用済燃料プールに移動済み

※3：3号機は、平成27年 3月に原子炉内の燃料764体を使用済燃料プールに移動済み

※4：4号機は、平成24年10月に原子炉内の燃料764体を使用済燃料プールに移動済み

(参考) 4号機における燃料点検の状況

4号機について、震災時に原子炉に装荷されていた燃料の外観点検を実施し、異常のないことを確認している。



燃料集合体

3. 福島第二原子力発電所の現状と安全対策

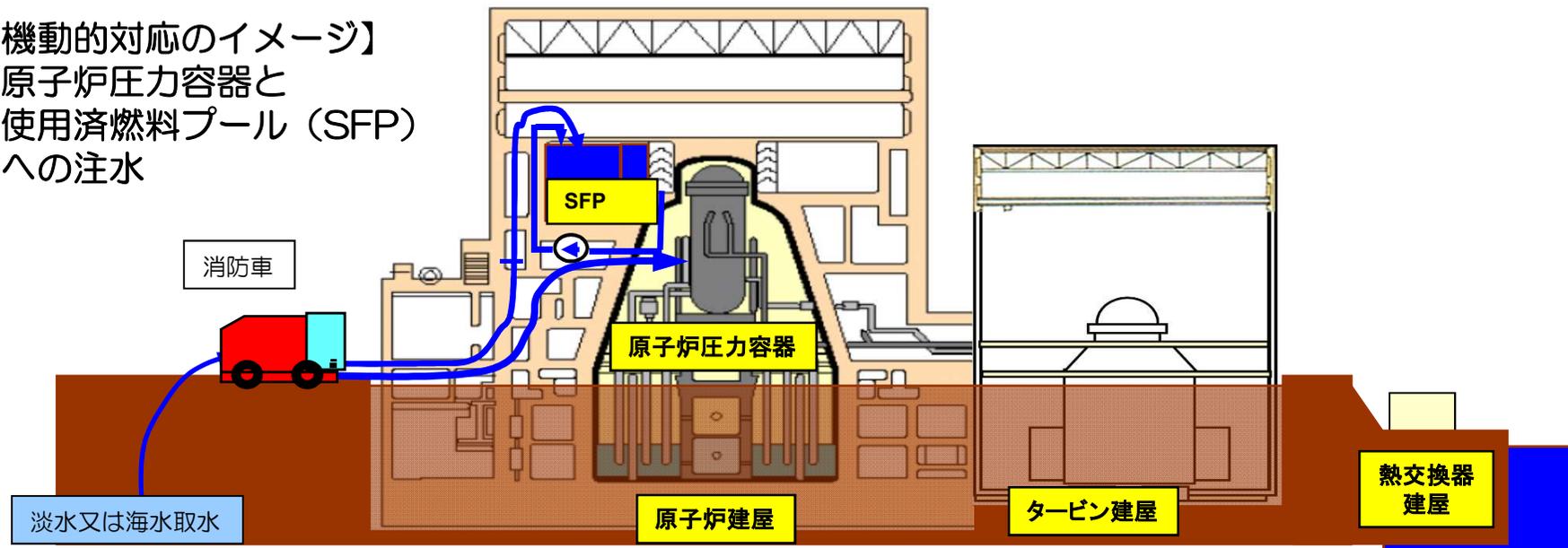
新規制基準を考慮した地震動（水平最大900gal※¹）及び津波（海拔27.5m※²）を策定（1回／1万年～100万年程度）。

※1：解放基盤面 ※2：1号炉取水口前面

○使用済燃料プール（SFP）及び原子炉圧力容器は地震・津波に対して維持されることを確認。

○除熱機能が喪失した場合においても、機動的対応にて燃料健全性は確保可能。

【機動的対応のイメージ】
原子炉圧力容器と
使用済燃料プール（SFP）
への注水



*現在は、東北地方太平洋沖地震の影響により発生が指摘されているアウターライズ津波への対策として仮設防潮堤を設置。

3. 福島第二原子力発電所の現状と安全対策

■ 緊急時の電源確保

- ガスタービン発電機車・電源車の構内高台への配備，電源確保手順の策定
 - ・ 空冷式ガスタービン発電機車（4500kVA／1台）2台を配備
 - ・ 電源車（500kVA／1台）必要台数8台を確保
 - ・ 地下軽油タンク（200kL，事故発生後7日間，原子炉・使用済燃料プールの注水・除熱手段を確保するために所内で必要となる軽油量を保有）を設置



3. 福島第二原子力発電所の現状と安全対策

■ 緊急時の最終的な除熱機能及び使用済燃料プールの冷却確保

- 消防車の構内高台への配備，代替注水手順の策定
- 全交流電源喪失時の予備ポンペ等を用いた格納容器ベント操作手順の策定



■ がれき撤去対策の実施

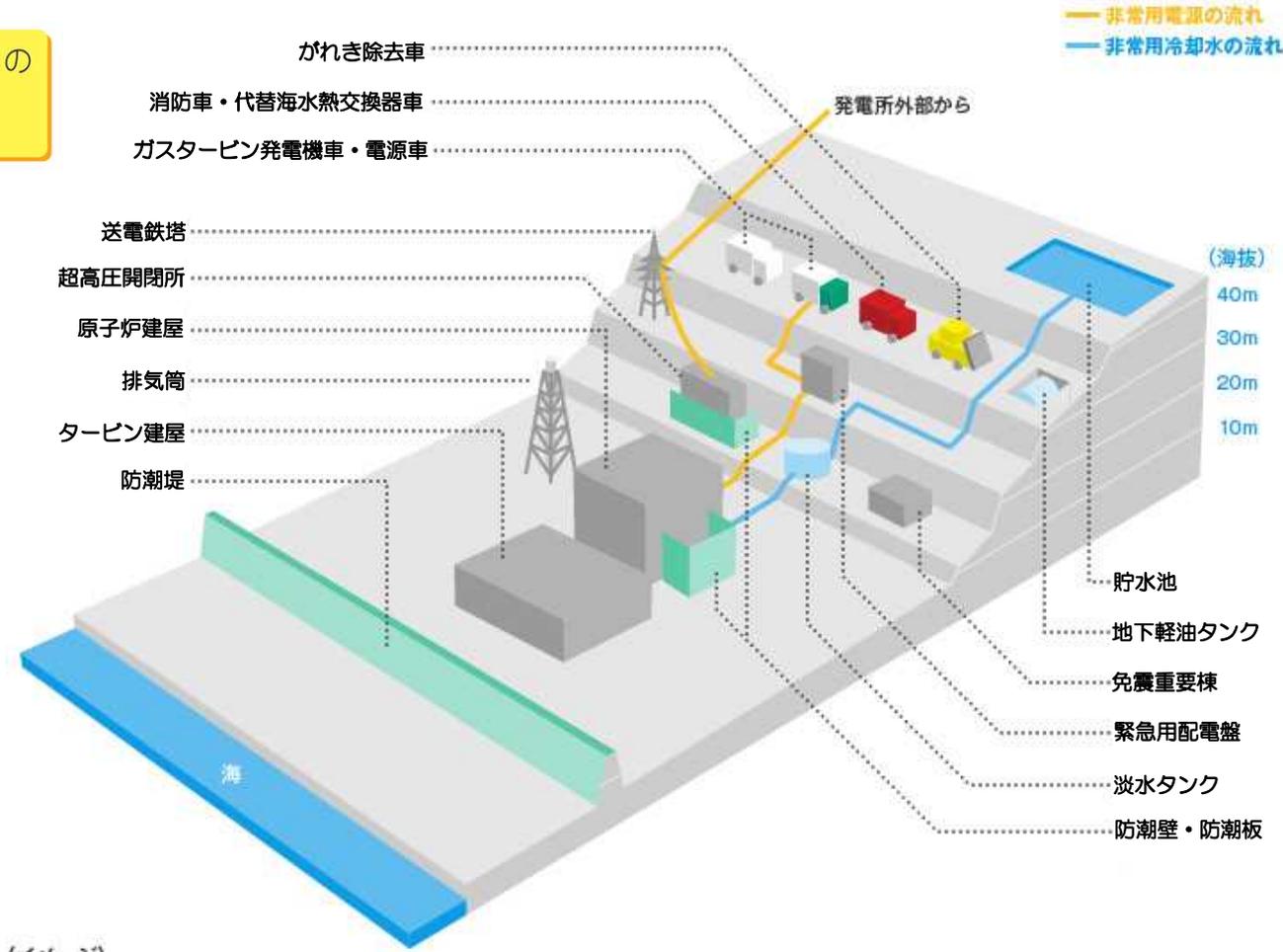
- がれき撤去用重機の配備
- 通路確保用の砕石や鉄板を常備



4. 柏崎刈羽原子力発電所の現状と安全対策

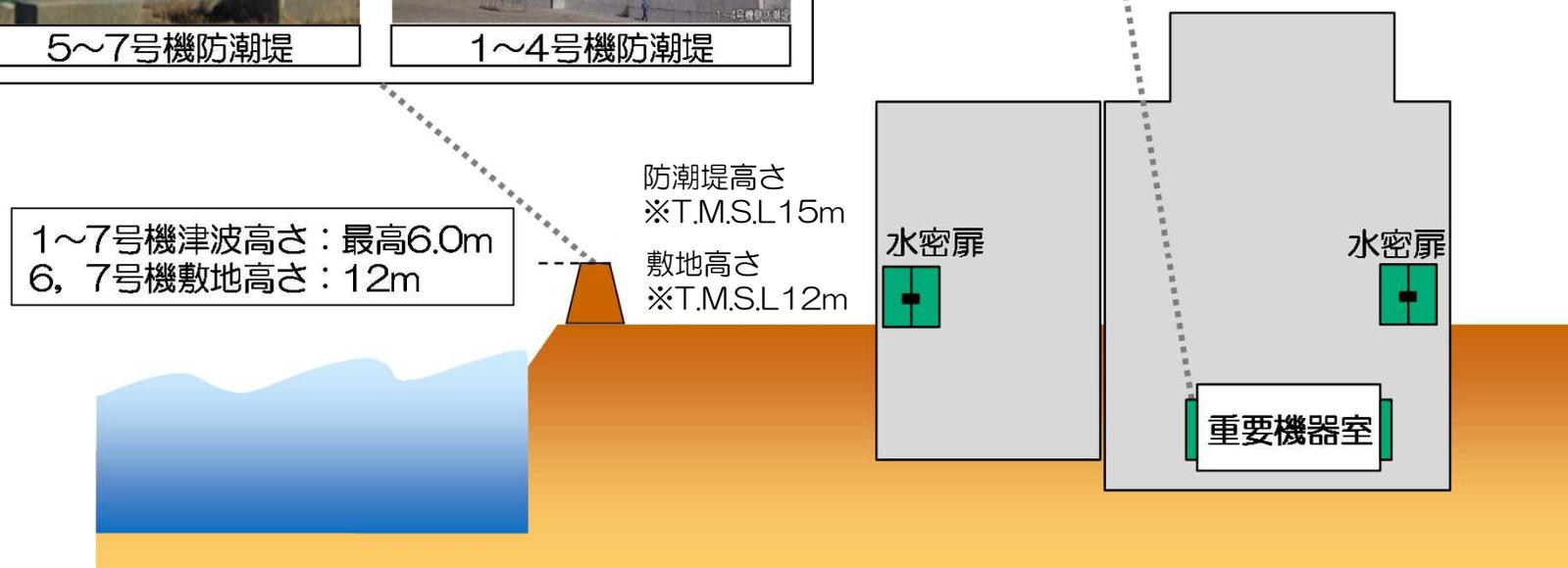
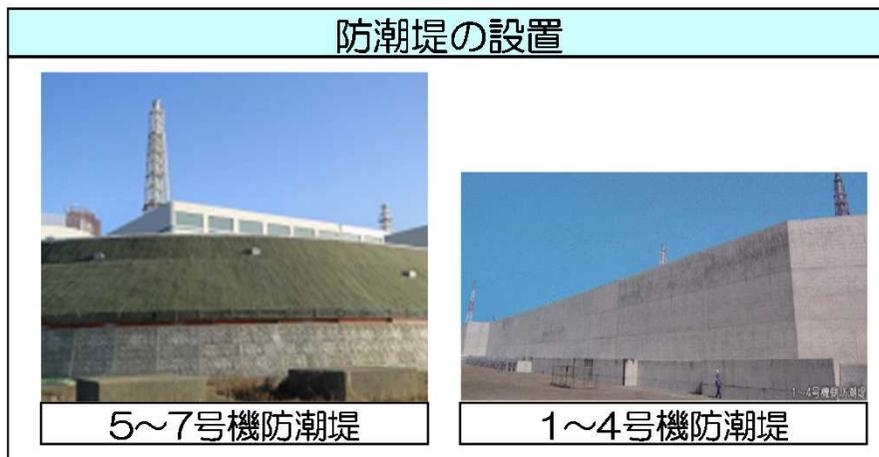
■ 柏崎刈羽原子力発電所では、福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、様々な安全対策に取り組んでいます。

安全対策の配置高さのイメージ
(1~4号機側の例)



4. 柏崎刈羽原子力発電所の現状と安全対策 【共通要因故障への対策（津波対策の例）】

■最新知見を踏まえ評価した最大の津波に備え、防潮堤を設置すると共に、建物や重要な機器室の扉を水密化するなどの対策を行っています。



※ T.M.S.L：東京湾 平均海面

4. 柏崎刈羽原子力発電所の現状と安全対策 【重大事故への備え（1）】

■ 様々な手段により、原子炉の冷却機能を強化しています。

代替の高圧注水手段



高圧代替注水系の設置

減圧の信頼性向上



予備ポンベの配備

代替の低圧注水手段



消防車配備
(通常時高台待機)

蓄電池増強



充電
DCA-300ESK
(建屋高所設置)

様々な電源供給手段の強化



ガスタービン発電機車
(高台配備)

除熱手段の確保



代替熱交換器車配備
(通常時高台待機)



電源車配備
(通常時高台待機)

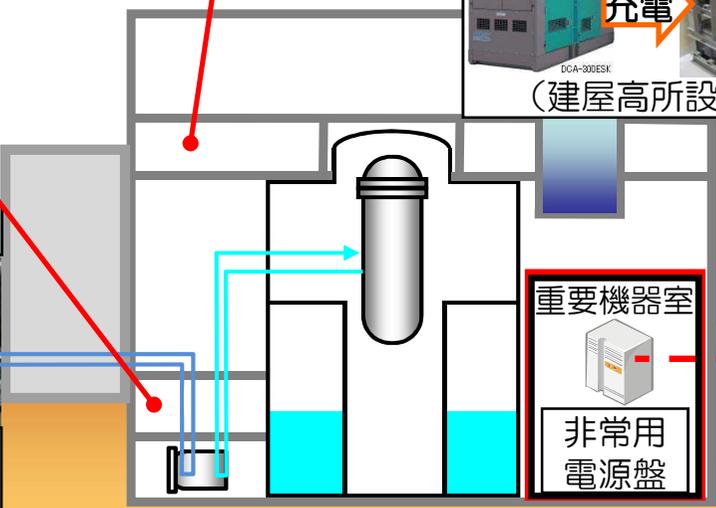


緊急用電源盤

予備水源の増強



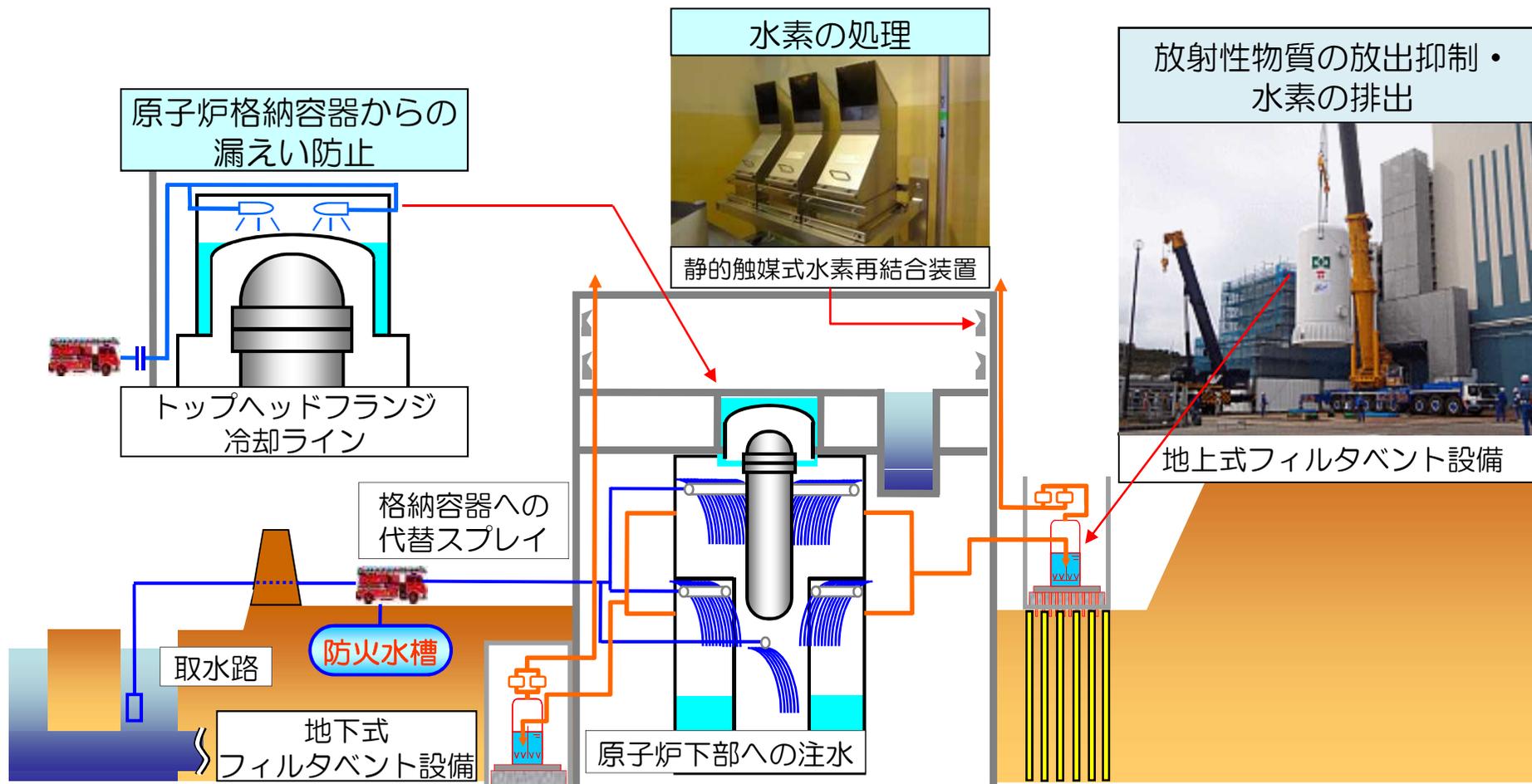
淡水貯水池設置



重要機器室
非常用電源盤

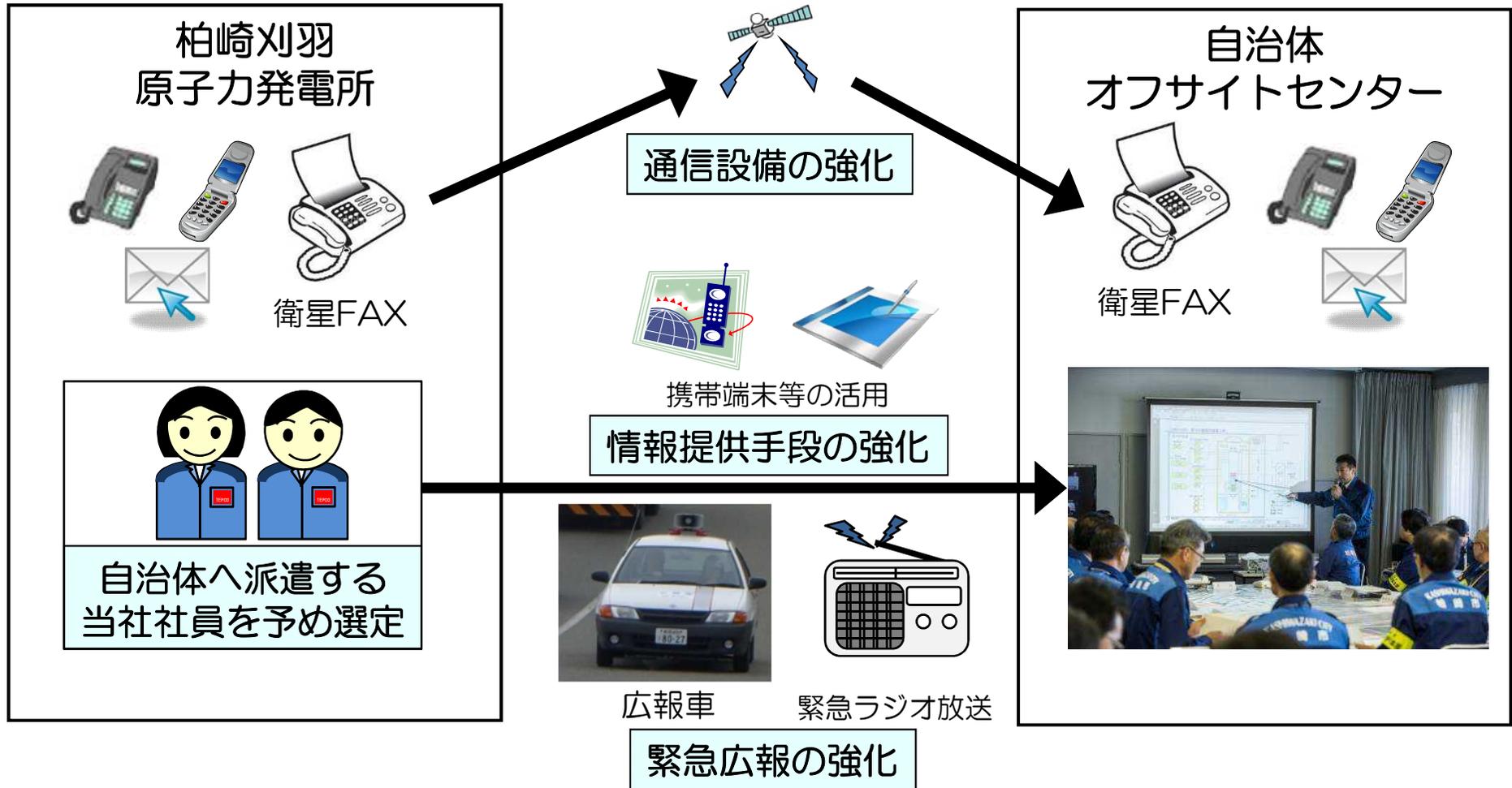
4. 柏崎刈羽原子力発電所の現状と安全対策 【重大事故への備え（2）】

■ 炉心が損傷した場合に備え、影響緩和の手段を強化しています。



4. 柏崎刈羽原子力発電所の現状と安全対策 【事故時における情報伝達の強化】

■あらゆる手段により、住民の皆さまや自治体等に迅速確実な情報伝達をします。

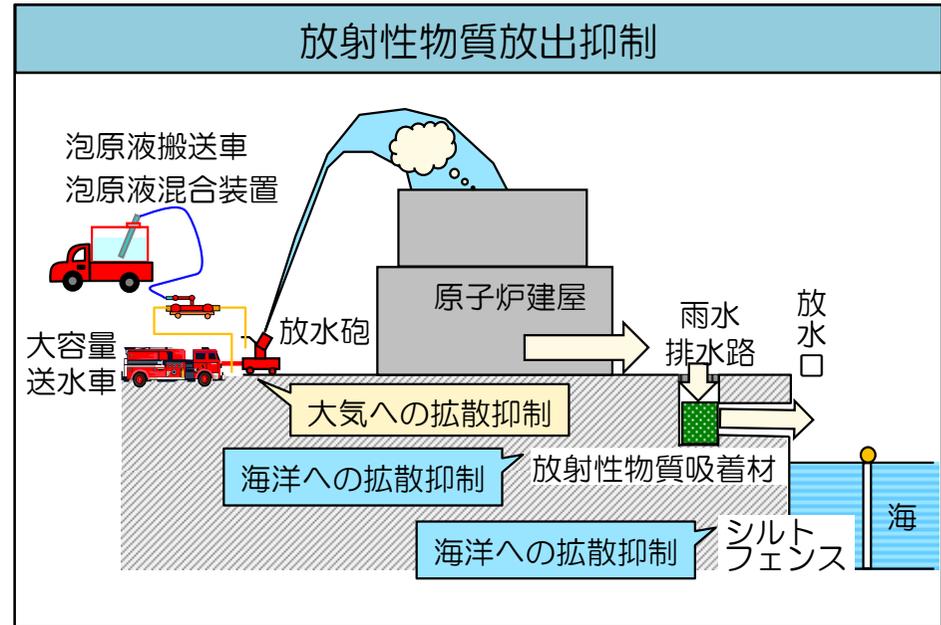


4. 柏崎刈羽原子力発電所の現状と安全対策 【テロリズム等への備え】

- 大規模な自然災害や故意による大型航空機衝突等のテロリズムが発生した場合の体制や資機材の整備を行っています。
- 柏崎刈羽発電所では、法令に基づいて**早期発見**、**早期通報**などの基本方針に従った**核物質防護措置**や**治安当局との連携強化**を従前から実施しています。
さらに当社は、大規模な火災、発電所外への放射性物質放出抑制等のために**必要な資機材・体制・手順を整備**しています。

重大事故等対処設備の設置及び配備

フィルタバントの設置 大容量送水車・消防車等の配備



5. 事故収束活動に係る緊急時対策要員の力量

■ 様々な状況を想定した訓練を、実施しています。

福島事故以降、

福島第一では総合訓練は 9回、個別訓練は 710回

福島第二では総合訓練は 12回、個別訓練は 1,451回

柏崎刈羽では総合訓練は 56回、個別訓練は 10,162回

実施しています。

※ 平成28年9月末現在

(例示)

事故対応の操作訓練



ガスタービン発電機車の操作訓練



消防車による注水訓練



ガレキ撤去訓練



大容量放水車による放水訓練



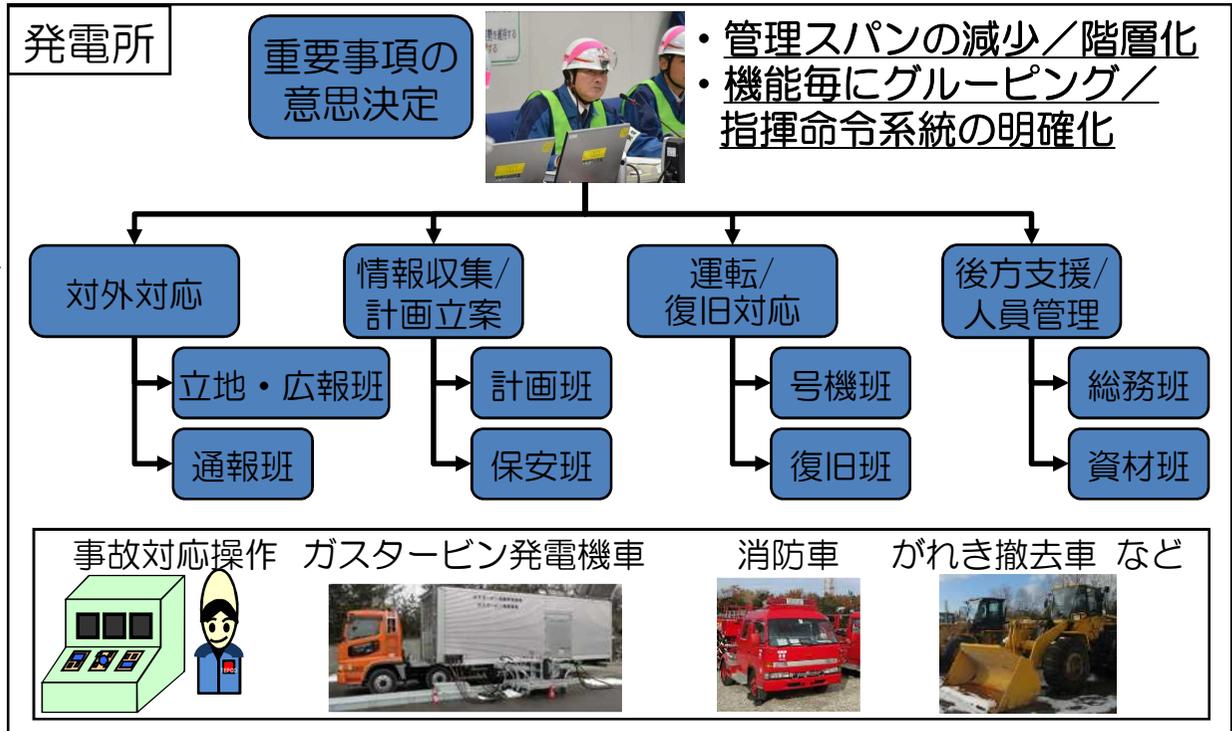
5. 事故収束活動に係る緊急時対策要員の力量

- 緊急時対策要員の力量の向上のため、事故対応シナリオに対し適切な要員が配置されているか、**時系列に沿った操作手順、操作環境やアクセス性等**が実行可能なものか等の確認を行っています。
- また、現実的な時間でこれらの判断や操作が適切に実行可能かについて、**総合訓練（シナリオ非公開、複数号機同時被災を想定）**を通じて検証しています。



支援

指示



5. 事故収束活動に係る緊急時対策要員の力量

- オフサイトにおいては、合同対策協議会等で事故の内容等を速やかに、わかりやすく説明出来るよう、**実際に職員を派遣した訓練**を行っています。
- 後方支援拠点においては、予め整備している資機材等を調達する訓練や、発電所の緊急時対策要員以外の発電所一時退避者などによる**スクリーニング訓練**等も、行っています。

合同対策協議会等へ職員を派遣した訓練※



※ OFC訓練は柏崎刈羽地域のみ

後方支援拠点での資機材搬入訓練

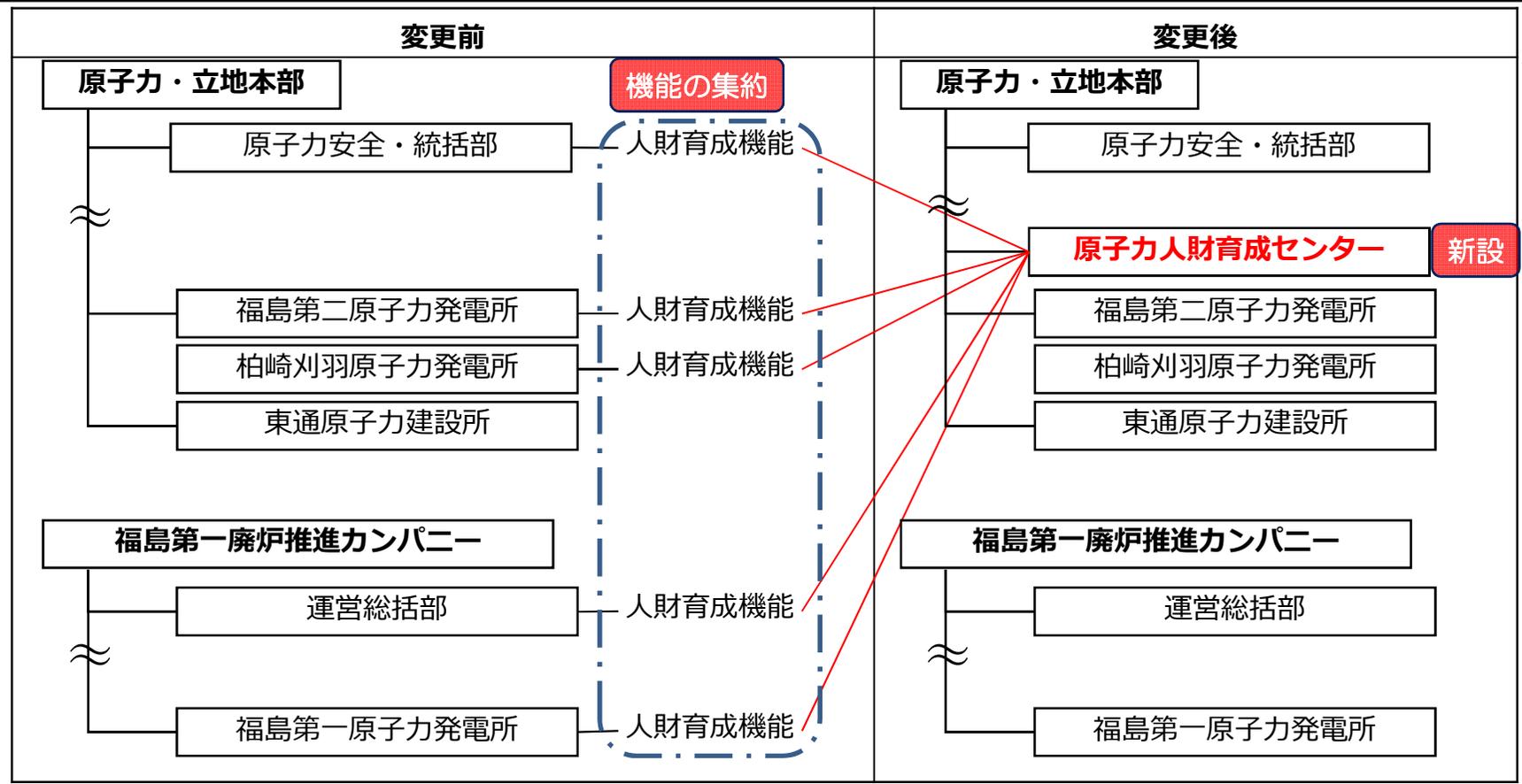


スクリーニング訓練



6. 原子力人財育成センターの設置について

- 世界最高水準の原子力安全を目指して人財育成を加速させることを目的に「**原子力人財育成センター**」を**原子力・立地本部長直轄の組織として設置**し、機能の集約により効果的な教育訓練を推進します。
- 同センターは福島第二原子力発電所内に常駐とします。
※柏崎刈羽原子力発電所員の人財育成を担当するメンバーの一部は、同発電所駐在。



7. 事故収束活動に使用する資機材について

- 原子力災害が発生した場合、事故収束活動に使用する資機材を整備、管理しています。
- 発電所以外にも、保管しているものも予めリスト化し数量、保管場所を管理しています。

発電所内の原子力防災関連資機材等（例）

分類	名称	福島第一	福島第二	柏崎刈羽
放射線障害防護用器具	汚染防護服(不織布カバーオール, アノラック等)	200組	200組	200組
	セルフエアセット	13個	10個	51個
	チャコール付き全面マスク	200個	200個	200個
非常用通信機器	緊急時用電話回線	10回線	10回線	8回線
	一斉ファクシミリ装置	1台	1台	1台
	携帯電話	40台	40台	50台
	所内用PHS	60台	60台	50台
	衛星携帯電話	1台	1台	1台
統合原子力防災NW	テレビ会議システム(地上・衛星)	1台	1台	1台
	シンチレーションサーベイメータ	9台	2台	15台
計測器等	電離箱サーベイメータ	36台	19台	48台
	中性子線サーベイメータ	3台	2台	5台
	ダストサンブラ	9台	8台	9台
	ヨウ素サンブラ	7台	2台	7台
	放射線測定車	1台	1台	1台
その他資機材	除染キット	1式	3式	4式
	急患移送車	1台	1台	1台

災害対策支援（後方支援）拠点※の
原子力防災関連資機材（例）

名称	福島第一	福島第二	柏崎刈羽
衛星携帯電話	1台	1台	3台
携帯電話	3台	3台	5台
FAX	1台	1台	2台
汚染密度測定用サーベイメータ	36台	24台	42台
シンチレーションサーベイメータ	1台	1台	1台
電離箱サーベイメータ	1台	1台	1台
簡易式入退域管理装置	1式	1式	1式
個人線量計	810台	540台	945台
保護衣類(不織布カバーオール)	3400着	2300着	3300着
保護具類(全面マスク)	700個	450個	1100個

※ 1F/2Fの場合：Jヴィレッジ
KKの場合：信濃川電力所
柏崎エネルギーホール

7. 事故収束活動に使用する資機材について (全電力共通)

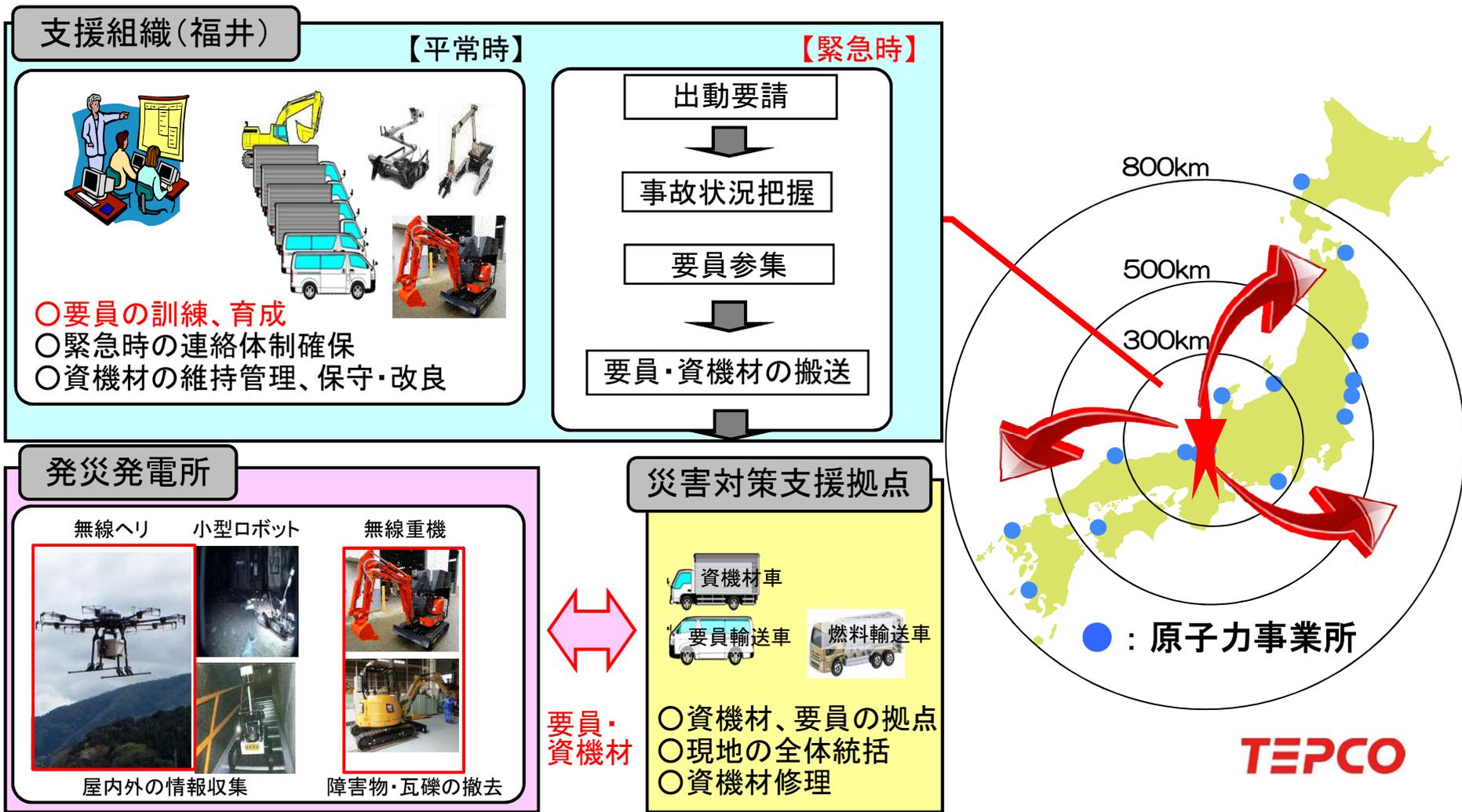
- ◆ 各社が保有する可搬型の電源、ポンプ等の資機材の仕様（接続口等）をリスト化し、電力間で共有しています。
- ◆ 今般、データベース検索時間の短縮、必要資料のアウトプット時間の短縮のため、各社毎の分類から資機材毎の分類様式に整理し、検索性の向を図りました。

検索性の向上（改善）後の資機材データベースの表示例【電源供給】

事業者	発電所名称					
分類	名称	電源車供給電圧	数量	接続設備仕様	燃料	備考(参考情報)
電源供給	空冷式非常用発電装置1825kVA	6.6kV	4台	メーカー名称 機器製品番号	A重油	1,2号機
	電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ) 610kVA	440V	4台	メーカー名称 機器製品番号	A重油	3,4号機
	電源車610kVA	440V	4台	メーカー名称 機器製品番号	A重油	3,4号機
	電源車(緊急時対策所)100kVA	440V	2台	メーカー名称 機器製品番号	A重油	3,4号機
事業者	発電所名称					
分類	名称	電源車供給電圧	数量	接続設備仕様	燃料	備考(参考情報)
電源供給	空冷式非常用発電装置1825kVA	6.6kV	4台	メーカー名称 機器製品番号	軽油またはA 重油(A重油は 非常時のみ)	
	可搬式電源車(エンジン発電機) 610kVA	440V	5台	メーカー名称 機器製品番号	軽油またはA 重油(A重油は 非常時のみ)	
	可搬型蓄電池(2kVA)	—	2台	メーカー名称 機器製品番号	—	
	可搬型蓄電池(8kVA)	—	3台	メーカー名称 機器製品番号	—	

8. 原子力緊急事態支援組織の整備 (全電力共通)

- ◆ 事業者が共同で、原子力発電所での緊急事態対応を支援するための組織を設立しました。
- ◆ 必要なロボットや除染設備を配備し、各事業者の要員訓練を実施しています。
- ◆ 緊急時には、これらの資機材を発電所に向けて輸送し、支援を実施します。

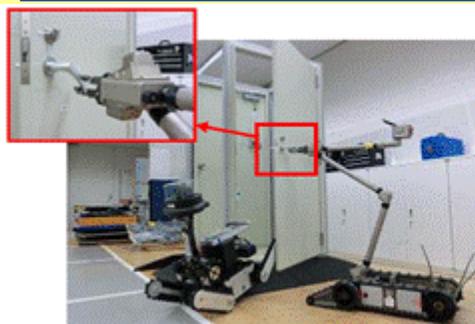


要員・資機材

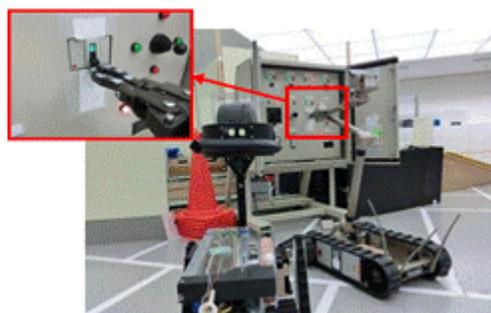
8. 原子力緊急事態支援組織の活動状況 (全電力共通)

◆ 原子力緊急事態支援組織（原子力緊急事態支援センター：福井県敦賀市、～平成28年12月）におけるロボット基本操作の訓練に加え、事業者の訓練に参加し、連携を確認しました。

原子力緊急事態支援センターにおける訓練



開錠しドアノブを掴んで開放し通過



制御盤を開放しスイッチ操作



暗闇での障害物撤去



バルブの開閉操作

事業者の防災訓練



発電所内での訓練



資機材搬送訓練

原子力緊急事態支援センターにおける訓練実績（平成28年9月末時点）
初期訓練受講者 **500名**（電力9社＋日本原子力発電(株)＋電源開発(株)）

8. 原子力緊急事態支援組織の機能強化 (全電力共通)

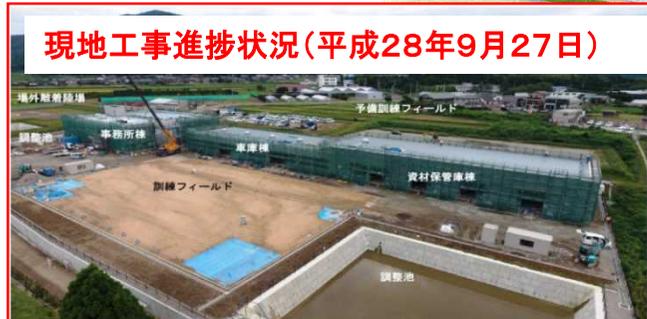
◆ 平成28年12月の本格運用開始に向けて、原子力緊急事態支援組織(美浜原子力緊急事態支援センター)の拠点施設の建設、資機材の拡充、体制・機能の強化を進めています。



ヘリポート(資機材空輸)



訓練施設(イメージ)



美浜原子力緊急事態支援センター*1
拠点施設の完成予想図
(福井県美浜町)

*1: 平成28年12月からの新組織名称

資機材拡充の例



無線ヘリ(高所からの情報収集)



小型・大型無線重機
(屋外の瓦礫等の除去)



ロボットコントロール車

第2章

原子力災害対策プラン

1. 当社から国・自治体への情報連絡 (福島第一)

- 原子力災害が発生した場合、当社は「原子力災害対策特別措置法（原災法）」に基づき、**速やかに国・自治体へ通報連絡**を実施します。
- 当社から国・関係自治体への通報については、地上回線に加えて**衛星通信回線を確保するなど、多様な手段で情報発信**します。

原災法第10条通報の連絡経路

- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡

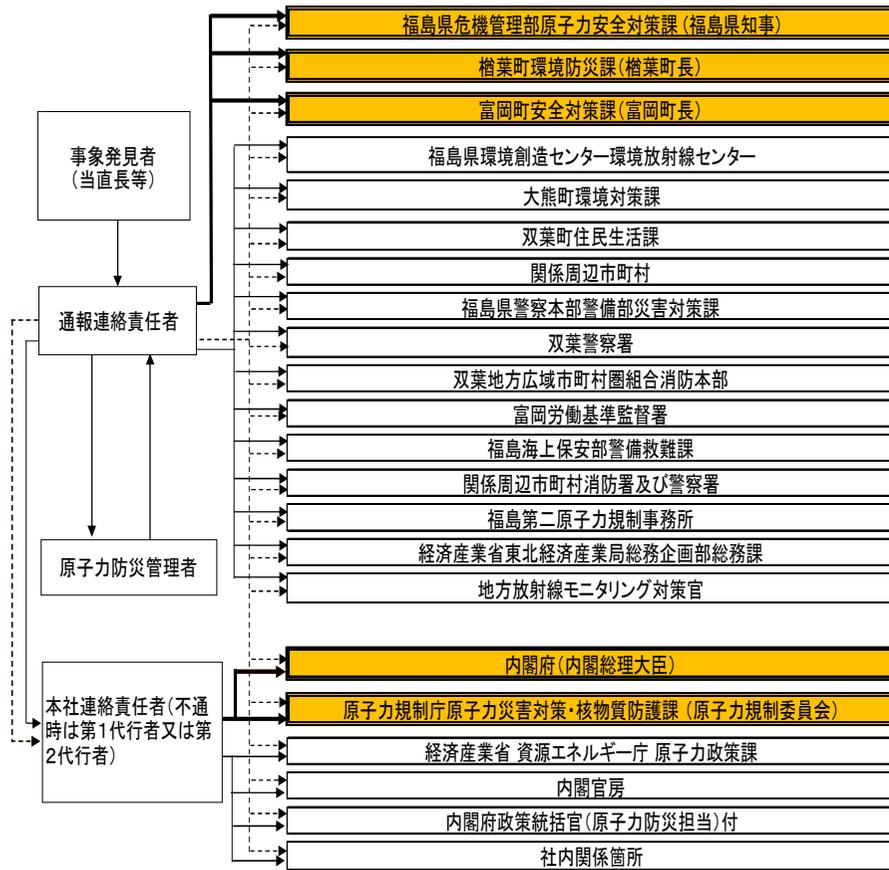
【福島第一】



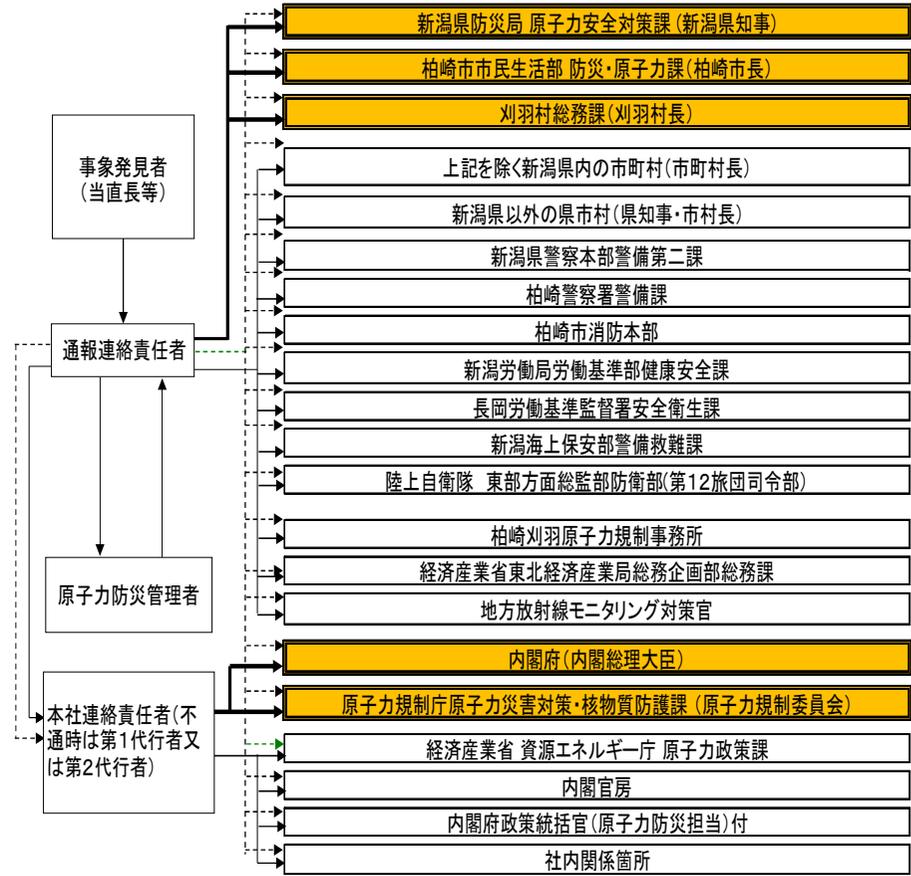
1. 当社から国・自治体への情報連絡 (福島第二、柏崎刈羽)

原災法第10条通報の連絡経路

【福島第二】

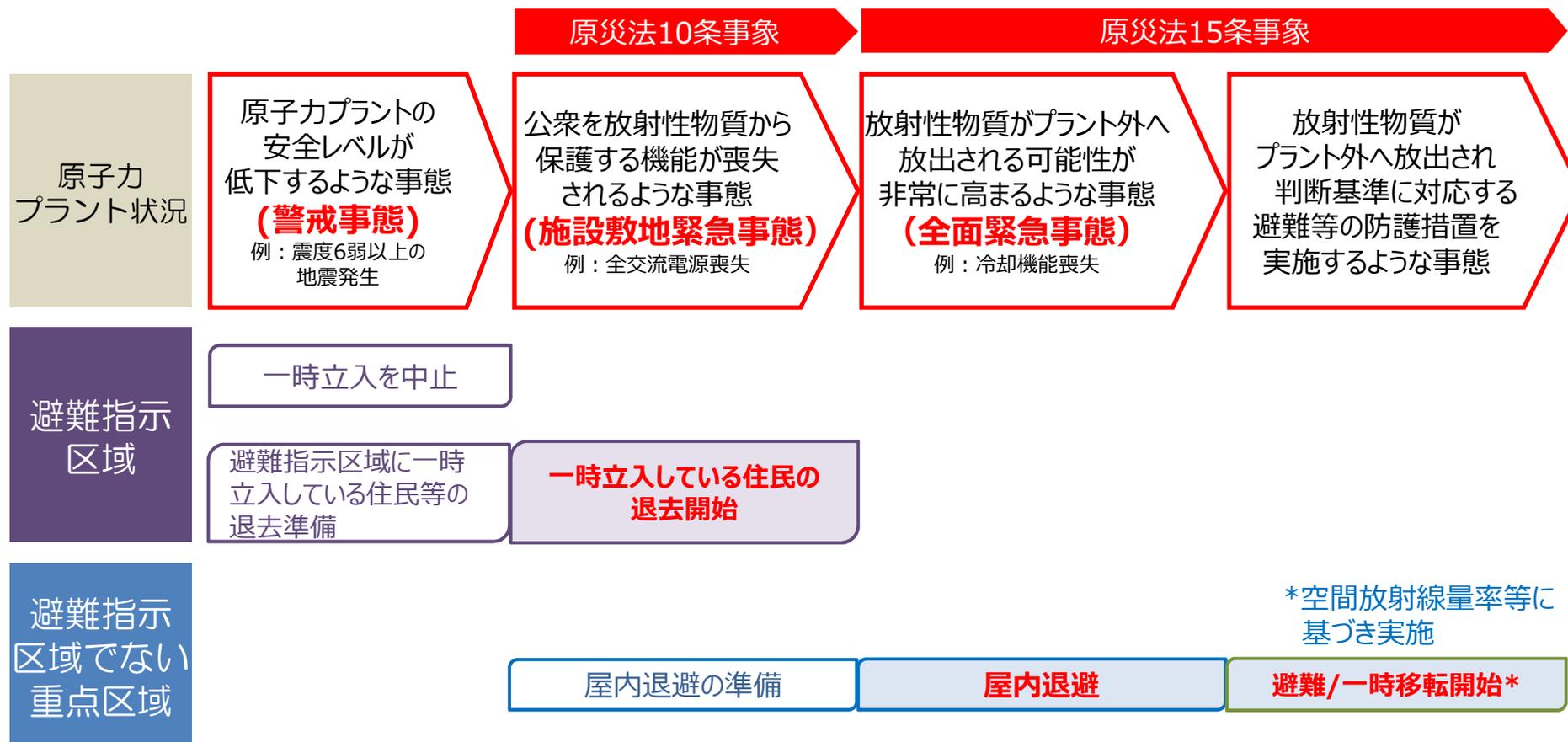


【柏崎刈羽】



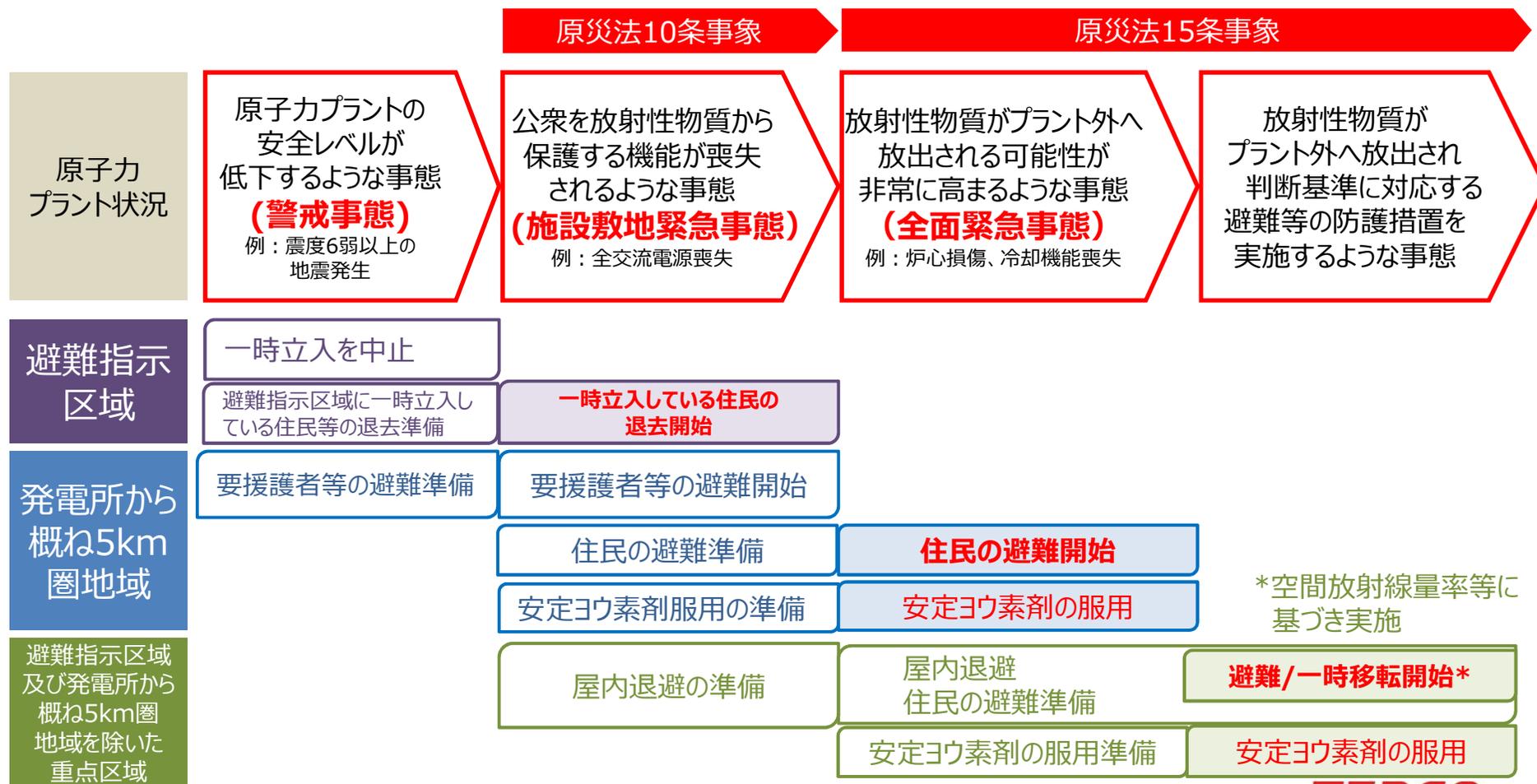
2. 重点区域内の住民の皆さまの避難について (福島第一)

- 原子力災害が発生した場合、当社は「原子力災害対策特別措置法（原災法）」に基づき、**速やかに国・自治体へ通報連絡**を実施します。
- 通報連絡を受けた国・自治体から、住民の皆さまに避難などの指示が行われます。



2. 重点区域内の住民の皆さまの避難について (福島第二)

- 原子力災害が発生した場合、当社は「原子力災害対策特別措置法（原災法）」に基づき、**速やかに国・自治体へ通報連絡**を実施します。
- 通報連絡を受けた国・自治体から、住民の皆さまに避難などの指示が行われます。



2. 重点区域内の住民の皆さまの避難について (柏崎刈羽)

- 原子力災害が発生した場合、当社は「原子力災害対策特別措置法（原災法）」に基づき、**速やかに国・自治体へ通報連絡**を実施します。
- 通報連絡を受けた国・自治体から、住民の皆さまに避難などの指示が行われます。



*空間放射線量率等に基づき実施

避難/一時移転開始*

安定ヨウ素剤の服用

3. 住民の皆さまの避難に対する 原子力事業者の役割

- 原子力災害が発生した場合、原子力発電所立地地域の皆さまの安全が確保されるよう、**当社は原子力事業者として、最大限の協力・支援を行います。**
- 具体的には、地域ごとに設置された地域原子力防災協議会※での協議を踏まえて、原子力防災会議で了承されるエリアごとの「緊急時対応（広域避難計画）」に基づき、事業者としての役割を果たして参ります。

項目	協力・支援の計画
輸送力に関する協力	バス・福祉車両を配備、運転手・補助者を確保 その他、必要な輸送力を支援
避難退域時検査の支援	要員を確保、後方支援拠点などに資機材を配備
放射線防護資機材の提供	後方支援拠点などに資機材を配備
生活物資の提供	後方支援拠点などに物資を配備

※ 地域原子力防災協議会の構成員を補佐する作業部会が柏崎刈羽地域でこれまでに4回開催)

3. 住民の皆さまの避難に対する 原子力事業者の役割（輸送に関する協力）※1

- 原子力災害が発生した場合、避難はPAZ圏内（発電所から概ね5km圏内）から開始されますが、要支援者の方々などの**避難に必要な輸送手段**（バス、福祉車両など）を、**当社からもできる限り提供致します。**
- PAZ圏からの避難完了後は、UPZ圏内（発電所から概ね5-30km圏内）に居住されている住民の皆さまの避難用として提供致します。

【バス】

- 発電所の従業員送迎用バスなどの活用と共に、台数が不足する場合には新規に調達を行い、**必要な台数を確保。**※2
- 運転手についても当社から派遣。



【福祉車両】

- 福祉車両（車椅子タイプ、ストレッチャータイプ）を調達し、**必要な台数を確保。**※2
- 運転手、補助者についても当社から派遣



※1 地域ごとに設置された地域原子力防災協議会での協議を踏まえて原子力防災会議で了承されるエリアごとの「緊急時対応（広域避難計画）」に基づき、事業者としての役割を果たして参ります。

※2 準備段階として、マイクロバス1台、福祉車両2台、車椅子8台を新潟県内に配備済（H28年9月）

。

3. 住民の皆さまの避難に対する 原子力事業者の役割

避難退域時検査の支援※

- 空間放射線量率が高い区域の住民の皆さまが広域避難される際の**避難退域時検査に、当社からも検査・除染要員を派遣**し、車両や住民の皆さまに放射線物質が付着しているかどうかを確認すると共に、付着が認められた場合の除染を行います。
- 除染等によって発生した**汚染水・汚染付着物等についても、当社が責任を持って処理**します。
- 当社では、福島復興推進活動などを通じて、多くの社員が放射線測定研修を受講しており、これらの経験を踏まえて、支援体制の整備を進めてまいります。

避難退域時検査



当社では、福島復興推進活動などを通じて、20,000名以上の社員が放射線測定要員研修を受講

福島復興推進活動実績



清掃・片づけ、除草作業、一時帰宅対応など
278,814人
(平成28年8月末実績)

福島除染推進活動実績



現地調査や土壌除去の対応など
185,748人
(平成28年8月末実績)

※ 地域ごとに設置された地域原子力防災協議会での協議を踏まえて原子力防災会議で了承されるエリアごとの「緊急時対応（広域避難計画）」に基づき、事業者としての役割を果たして参ります。



3. 住民の皆さまの避難に対する 原子力事業者の役割

放射線防護資機材の提供※

- 避難退域時検査などの活動における資機材等の不足に備えて、後方支援拠点などに放射線防護資機材などを配備してまいります。
- 合わせて、原子力事業者間の協力協定により、資機材を提供します。
- さらに不足する場合、非発災発電所から可能な範囲で提供します。

【原子力事業者12社(注)間の協力協定により提供される資機材・数量の例】

品名	単位	全社合計 (注)	左記のうち 当社提供分
汚染密度測定用サーベイメーター	台	348	102
NaIシンチレーションサーベイメーター	台	18	3
電離箱サーベイメーター	台	18	3
ダストサンプラー	台	58	17
個人線量計（ポケット線量計）	個	900	150
高線量対応防護服	着	180	30
全面マスク	個	900	150
タイベックスーツ	着	29,000	8,500
ゴム手袋	双	58,000	17,000



タイベックスーツ
(29,000着)



GM管
サーベイメータ
(348台)

(注) 北海道電力、東北電力、東京電力ホールディングス、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃の12社

※ 地域ごとに設置された地域原子力防災協議会での協議を踏まえて原子力防災会議で了承されるエリアごとの「緊急時対応（広域避難計画）」に基づき、事業者としての役割を果たして参ります。

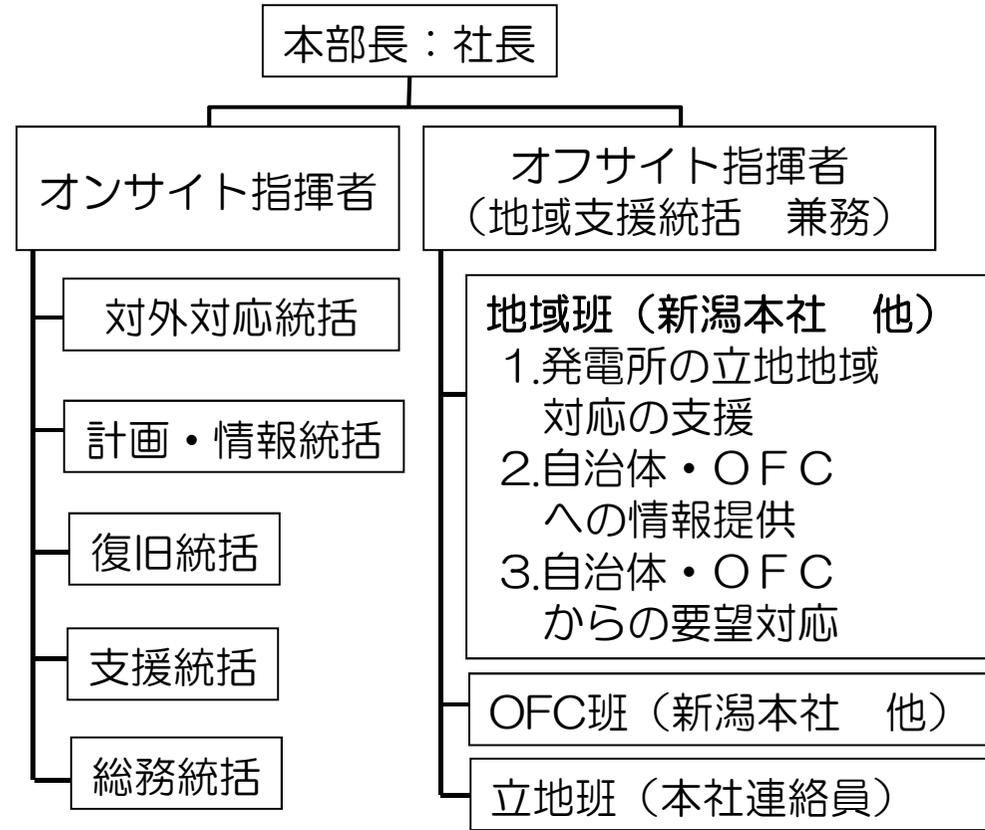


4. 各種支援・協力項目の実施体制整備 (被災者支援チーム)

- 原子力防災組織に立地班（本社）、立地・広報班（発電所）を設けて**ブラインド型の原子力防災訓練**を行い、的確に支援を行うための検証を継続しています。
- 原子力災害が発生した際に、住民の皆さまの避難に係る協力、支援を迅速かつ的確に行うため、体制の強化を図っています。

【本社原子力防災組織の業務分掌(柏崎刈羽地域抜粋)】

【平時からの被災者支援体制の強化】



柏崎刈羽地域
平成25年11月
KK地域防災支援プロジェクトチーム
を原子力・立地本部内に設置
・地域防災計画の策定において参考になる
情報提供などを実施

平成27年4月
新潟本社設立（技術・防災部の設置）
・関係自治体等の皆さまとよくご相談
させていただきながら、原子力防災
の充実に向けた取組みを検討・実施

* 福島地域支援の体制については見直しを継続中



4. 各種支援・協力項目の実施体制整備 (被災者支援チーム)

支援・協力を円滑に行うための活動

■ 県、自治体の原子力防災訓練への参加、地域原子力防災協議会作業部会へのオブザーバ参加などを通じて、関係機関との連携を強化し、支援・協力を円滑に行う体制の整備を進めてまいります。

防災訓練に関する自治体との連携強化※

- 新潟県原子力防災訓練（平成26年11月11日）
発電所からの通報連絡、情報発信の体制を確認
新潟県、オフサイトセンター、発電所30km圏内の9自治体に社員を派遣し、状況説明等を実施
- 柏崎刈羽原子力発電所30km圏内の9自治体+県と
防災訓練において連携
 - (a) 自治体担当者が当社訓練を視察
 - (b) 当社社員を自治体に派遣
 - (c) (a)と(b)の両方実施
- 各自治体への派遣者候補者を社内選定済み

※ 福島地域の連携強化については見直しを継続中



当社派遣者による状況説明
(自治体対策本部)



事業者ブース
(オフサイトセンター内)

4. 各種支援・協力項目の実施体制整備 (被災者支援チーム)

地域原子力防災協議会・作業部会への参加

- 具体的な取り組み内容は、地域原子力防災協議会の協議を経て取りまとめます。
- 当社は、協議会を補佐する**作業部会にオブザーバー参加**しています。
- 当社は、協議結果に基づき、事業者としての役割を遂行していきます。

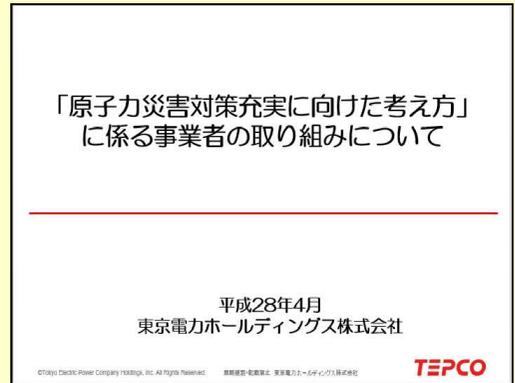
【柏崎刈羽地域原子力防災協議会の状況】

地域原子力防災協議会
の設置地域



作業部会の開催実績

- 第1回 平成27年6月11日
- 第2回 平成28年4月26日
- 第3回 平成28年6月24日
- 第4回 平成28年8月29日



当社の参加

- 全4回にオブザーバー参加
- 第2回作業部会にて『「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて』を説明

(平成28年4月15日報告)

※福島地域については未開催



4. 各種支援・協力項目の実施体制整備 (災害対策支援拠点の追加設置)

■ 発電所の事故収束を支援する体制を充実させると共に、住民の皆さまの安全確保にも役立てる**支援拠点の追加設置を検討**していきます。

【候補地点】

出雲崎町（発電所から北東方位）

【機能】

- (1) 発電所の事故収束活動の後方支援
 - ・ 資機材輸送用車両の駐車
 - ・ 資機材コンテナ倉庫の設置
 - ・ 発電所緊急時要員の一時集合場所
- (2) 住民の皆さまの安全確保
 - ・ (1)の資機材、用地、要員の活用
〔エアドームテント、毛布、照明、発電機、通信装置、水、食糧等〕



※ 背景地図等のデータは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたもの

【資機材等の例】



エアドームテント



水、食糧

TEPCO

5. 原子力事業者間の支援体制

■原子力災害が発生した場合に備えて**事業者間協力協定を締結**し、災害収束活動で不足する放射線防護資機材などの物的な支援を実施するとともに、環境放射線モニタリングや周辺地域の汚染検査などへの人的・物的な支援を実施します。

名称	原子力災害時における原子力事業者間協力協定
目的	原子力災害の発生事業者に対して、協力要員の派遣、資機材の貸与等、必要な協力を円滑に実施するために締結
発効日	平成12年6月16日（原子力災害対策特別措置法施行日）
締結者	原子力事業者12社 〔北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、 中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃〕
協力活動の範囲	・原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺地域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置を実施
役割分担	・災害発生事業者からの要請に基づき、予めその地点ごとに定めた幹事事業者が運営する支援本部を災害発生事業所近傍に設置し、各社と協力しながら応援活動を展開
主な実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング、住民スクリーニング、除染作業等への協力要員の派遣（300人） ・資機材の貸与 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>GM管サーベイメータ (348台)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>個人線量計 (900個)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>全面マスク (900個)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>タイベックスーツ (29,000着)</p> </div> </div>

5. 原子力事業者間の支援体制

【原子力事業者間の支援体制の拡充】

■協定内容は、福島原子力事故の対応実績等を踏まえ、随時充実化しています。
 ■平成26年10月より、災害発生時の住民の皆さまの広域避難に対応するために、協力事項に「住民避難支援」を明記し、避難退域時検査などに対応できるように、派遣する放射線測定要員数や提供する資機材の数量を拡充しています。

平成12年6月
協定締結

- 要員：44人
- 提供資機材：
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラー
 - ・モニタリングカー

福島第一原子力発電所事故

- ・要員の増員
- ・資機材の充実
(放射線防護資機材の提供)

- 要員：60人
- 提供資機材：
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラー
 - ・モニタリングカー
 - ・個人線量計
 - ・高線量対応防護服
 - ・全面マスク
 - ・タイベックスーツ
 - ・ゴム手袋 など

- ・住民避難支援明記
- ・要員、資機材拡大
- ・原子力災害対策指針の反映

- 要員数：300人
- 提供資機材
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラー
 - ・モニタリングカー
 - ・個人線量計
 - ・高線量対応防護服
 - ・全面マスク
 - ・タイベックスーツ
 - ・ゴム手袋 など

▲平成24年9月～

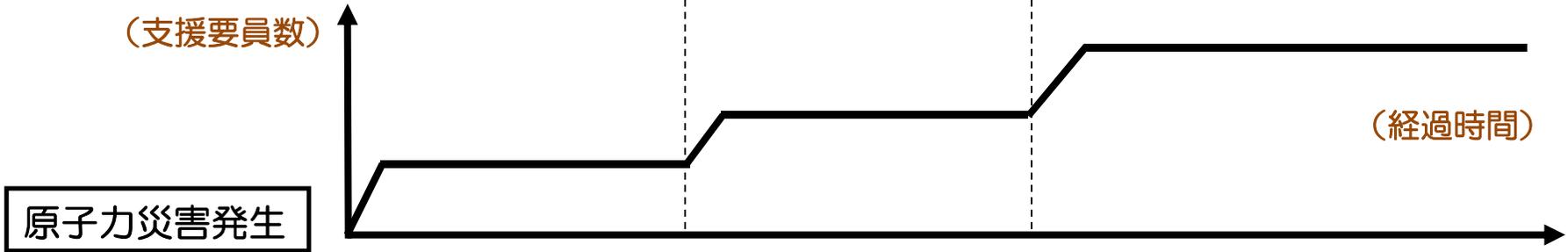
▲平成26年10月～



5. 原子力事業者間の支援体制 【東北電力との相互協力】

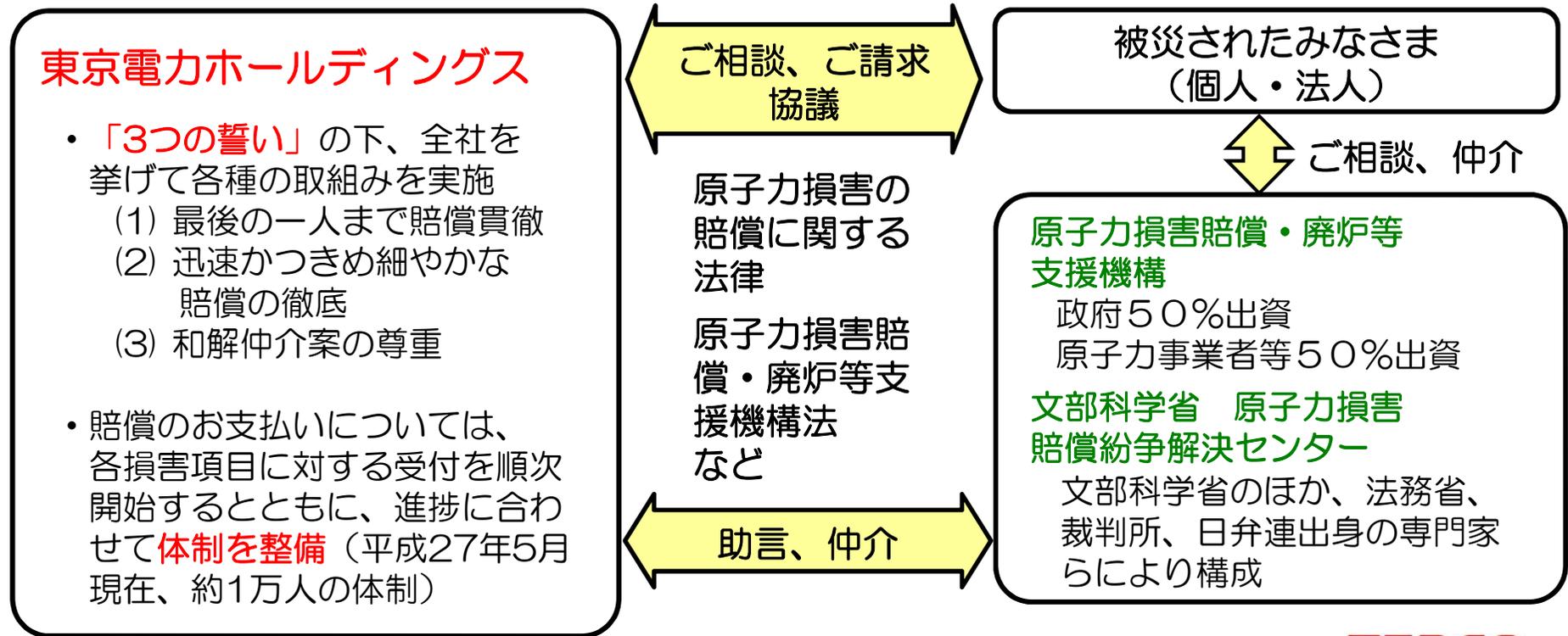
■原子力事業者間協力協定をベースに、地理的近接性や緊急時即応性の観点から、緊急時モニタリング、避難退域時検査に加え、住民避難に対する支援等、オフサイト活動を中心とする活動について、**東北電力と相互協力の基本合意を締結**（平成28年9月15日）しました。

協力概要	東京電力HD・東北電力2社協定	原子力事業者間協力協定(12社)
緊急時モニタリング	①近くの事業所の要員で初期対応	③原子力事業者間協力協定要員が合流 (12社：300人) ③
避難退域時検査 (スクリーニング)	②遠くの事業所の要員が合流 ②	
その他支援	① ・近くの事業所の要員で初期対応	② ・遠くの事業所の要員が合流
		12社協定の支援本部 設置後は支援本部に統合



6. 住民の皆さまへの損害賠償などの対応

- 原子力災害が発生した場合、直ちに相談窓口を開設し、住民の皆さまからの様々なお問合わせに対して、誠意をもって対応致します。
- 当社は、福島原子力事故の責任を果たすために、経済産業大臣の認定を受けた「新・総合特別事業計画」に基づいて、賠償などの取組みを進めています。
- 「3つの誓い」の下、迅速・公正な賠償のお支払いを行ってまいります。



7. 福島への責任

【福島復興本社の体制について】

主な業務：国、自治体と連携した復興本社の戦略立案、地域からのご要望への対応策の立案
設置箇所：東京・福島

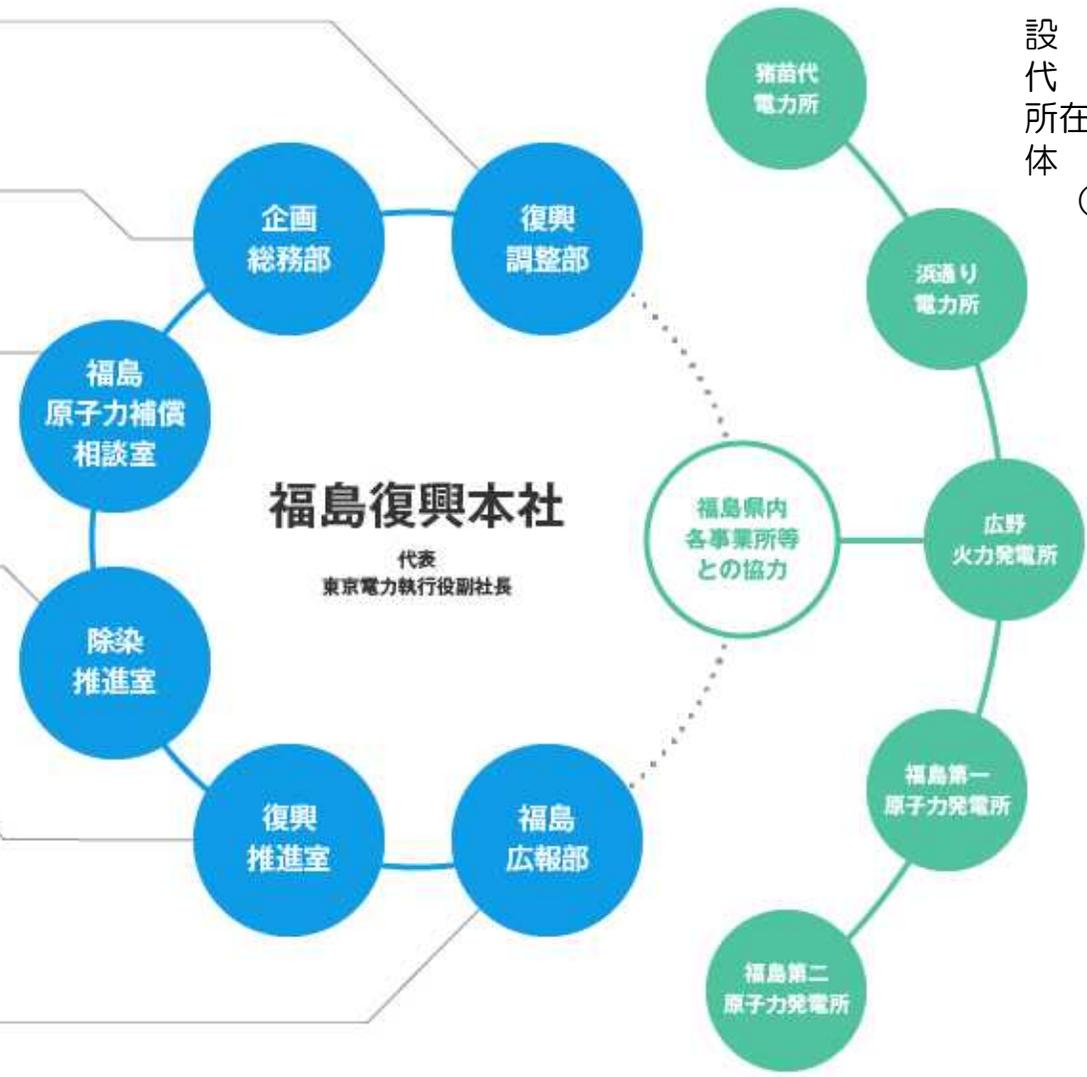
主な業務：復興本社諸計画の策定、各所と連携した地域対応
設置箇所：浜通り電力所

主な業務：賠償業務（円滑かつ早期の貫徹）
設置箇所：福島市（総括箇所）、いわき市、郡山市、会津若松市、南相馬市

主な業務：除染業務（国・自治体等による除染の実施・その後のフォローにおける人的・技術的貢献等）
設置箇所：福島市（総括箇所）等

主な業務：復興推進業務（帰還に向けた清掃・片付けや農業・商業再開など県内における人的貢献等）
設置箇所：福島市（総括箇所）等

主な業務：広報業務（県内の原子力・火力・水力発電所ならびに賠償・除染・復興推進の状況の広報活動等）
設置箇所：福島市（総括箇所）、浜通り電力所



設立：平成25年1月1日
代表：執行役員副社長 石崎 芳行
所在地：福島県双葉郡富岡町
体制：約4,000人
(福島県内に従事する社員)

7. 福島への責任

【原子力損害賠償について】

被害を受けられた方々に、早期に生活再建の第一歩を踏み出していただくために、社員ひとりひとり、真摯にご対応させていただきます。

1. 最後の一人まで賠償貫徹
平成25年12月に成立した消滅時効特例法※の趣旨を踏まえるとともに、最後の一人が新しい生活を迎えることが出来るまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹する
2. 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底
 - ・ご請求手続きが煩雑な事項の運用等を見直し、賠償金の早期お支払いをさらに加速する
 - ・被害者の方々や各自治体等に、賠償の進捗状況や今後の見通しについて機構とも連携し積極的に情報をお知らせする（生活再建や事業再開検討の参考にさせていただく）
 - ・戸別訪問等により、請求書の作成や証憑類の提出を積極的にお手伝いする

3. 和解仲介案の尊重
紛争審査会の指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続きを実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化に引き続き取り組む
- ※「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」

	個人 ※1	法人・個人事業主など
ご請求書受付件数（延べ件数）	約2,256,000件	約423,000件
本賠償の件数（延べ件数）	約2,138,000件	約360,000件
本賠償の金額 ※2	約3兆1,144億円	約3兆806億円
本賠償の金額計 ※2		① 約6兆1,949億円
仮払補償金		② 約1,532億円
お支払い総額		①+② 約6兆3,481億円

※1 個人の自主的避難等に係る損害を含んでおります。

※2 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含んでおりません。

原子力損害賠償の進捗状況（平成28年9月23日現在）



7. 福島への責任

【除染への取り組み】

避難を余儀なくされている方々の一日も早い帰還に向けて、国・自治体の除染活動への社員の派遣や技術支援等を行っています。

■モニタリング活動

- 国や市町村のご要望を踏まえ、継続的な放射線モニタリングを実施し、空間線量率の推移状況を把握
- モニタリング実施にあたっては、個々の除染現場に適したモニタリング装置の開発等、技術面での取り組みにも注力

■国直轄除染への対応

- 環境省から「除染活動推進員」の委託を受け、国が除染を行う業務に対し、放射線管理、モニタリング、除染等に関する技術面での対応を実施

■廃棄物対策

- 汚染廃棄物（下水汚泥・バーク・牛糞等）の滞留解消に向け、国・県・業界団体等と連携して対応
- 住民帰還に向けた廃棄物対策へ対応

■市町村除染への対応

- 環境省から「除染活動推進員」の委託を受け、市町村が中心となり除染を行う業務に対し、モニタリング、除染に関する技術面での対応を実施

■技術

- これまでの活動で得られた知見や現場ニーズ等を踏まえて、指向性モニタリング装置の実用化や個人線量計の改良・実証試験等、新たな技術を検討



7. 福島への責任 【復興推進】

地元自治体の皆さまのご要請に応じ、福島復興に向けた活動を行うとともに、福島復興の中核となり得る産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、自らの資源を積極的に投入します。

■復興推進活動



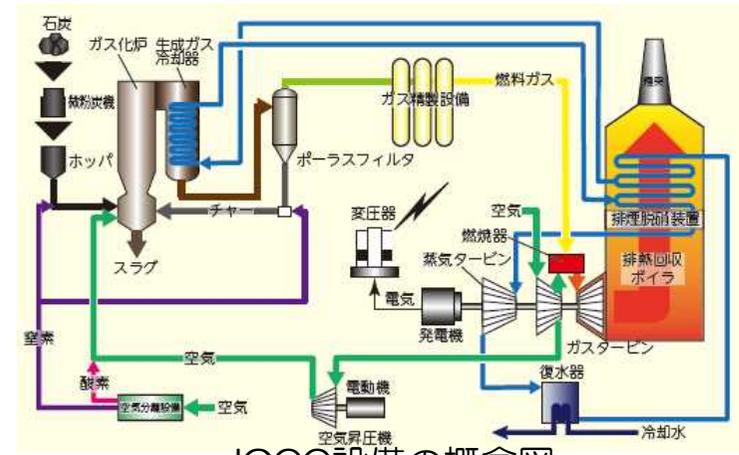
果樹園の除草



学用品引き渡しに伴う中学校の清掃

■IGCCによる経済復興への期待

福島県の経済復興や雇用回復・創出に少しでもお役に立ちたいとの思い、福島県を世界全体のエネルギー・環境問題に貢献するクリーンコール技術の発信地としてアピールさせていただきたいとの思いを含め、石炭ガス化複合発電（IGCC）設備を、弊社広野火力発電所構内と常磐共同火力株式会社勿来発電所（勿来発電所）の隣接地に建設・運用いたします。



IGCC設備の概念図



まとめ

東京電力ホールディングス株式会社は、

- 事故収束活動の体制を充実して、原子力発電所の安全レベルを高め、
 - 福島第一原子力発電所における安全かつ着実な廃炉事業
 - 福島第二原子力発電所における安定した燃料冷却の維持
 - 柏崎刈羽原子力発電所における安全対策を推進してまいります。
- 福島原子力事故に対する賠償、復興推進活動などを推進し、福島原子力事故の責任を全うします。
- 原子力災害が発生した場合に備え、地域原子力防災協議会などの協議を踏まえて、原子力事業者として、最大限の協力、支援を行ってまいります。
- 原子力事業者間の連携強化に努めるなど、「事故収束プラン」と「原子力災害対策プラン」の充実を継続してまいります。